

伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針

平成 22 (2010) 年 10 月

伊丹市

はじめに



伊丹市長 藤原保幸

21世紀は「人権の世紀」といわれるよう、人権尊重の意識の高まりは世界的な潮流となっています。

本市では、平成13（2001）年に「人権教育のための国連10年」伊丹市行動計画を策定し、全庁的に人権教育及び人権啓発の推進に努めてまいりました。

これまでの行政をはじめ、市民、事業者、関係団体等の積極的な取り組みの結果、人権教育・啓発の重要性に対する認識は着実に高まり、市民の人権問題に対する意識と理解は広がりと深まりを見せてきました。

一方、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人などをめぐるさまざまな人権問題が今なお存在し、近年は、家庭における暴力や虐待、インターネットを悪用した人権侵害が顕在化するなど、人権に関わる取り組みの重要性はますます高まっています。

このたび、「人権教育のための国連10年」伊丹市行動計画の終了に伴い、その成果と課題及びこの間の法制度の整備や社会情勢の変化などを踏まえ、新たに伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針を策定いたしました。

平成23（2011）年度からの伊丹市第5次総合計画においては、「多様性を認め合う共生社会」の実現を、本市のまちづくりの基本方針の一つとして掲げ、現在策定を進めています。

今後は、第5次総合計画及び本基本方針に基づき、市民一人ひとりの人権意識を高め、市民の皆様が主体となった人権尊重のまちづくりを目指して、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進してまいりますので、今後とも皆様の一層のご理解とご協力を願い申し上げます。

最後になりましたが、本基本方針の策定にあたりご尽力いただきました伊丹市人権教育・啓発推進会議委員の皆様方をはじめ、ご意見等をいただきました多くの市民の皆様、関係者の皆様方に心からお礼申しあげます。

平成22（2010）年10月

もくじ

伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針の体系	1
I 基本的な考え方	2
1. 伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針の位置付け	2
2. 「基本方針」策定の背景	2
(1) 人権教育・啓発の推進に関する内外の動き	2
(2) 「人権教育のための国連10年」伊丹市行動計画の成果と課題	4
(3) 市民意識の現状（伊丹市人権に関する市民意識調査結果から）	5
3. 人権の概念と人権尊重の理念	13
4. 人権教育・啓発の定義と基本的視点	13
(1) 人権教育・啓発の定義	13
(2) 人権教育・啓発の基本的視点	14
II 人権教育・啓発推進の方策	16
1. 人権の普遍的な視点からの取り組み	16
2. さまざまな人権課題への取り組み	17
(1) 女性	17
(2) 子ども	20
(3) 高齢者	24
(4) 障がい者	27
(5) 同和問題	30
(6) 外国人	33
(7) H I V感染者・ハンセン病患者等	36
(8) 高度情報化社会の進展に伴う人権問題	38
(9) アイヌの人々	40
(10) 刑を終えて出所した人	40
(11) 犯罪被害者等	41
(12) 北朝鮮拉致被害者に関する問題	41
(13) 性的少數者	41
(14) ホームレス	42

(15) 人身取引に関する問題	4 3
(16) その他の人権問題	4 3
3. 人権を守る取り組み（人権相談）	4 3
III あらゆる場における人権教育・啓発の推進	4 5
(1) 保育所(園)・幼稚園・学校	4 5
(2) 家庭・地域・職域	4 6
(3) 市職員等に対する研修	4 7
IV 総合的・効果的な推進等	4 9
(1) 全庁的な推進体制	4 9
(2) 関係機関等との連携・協力、市民の参画と協働	4 9
(3) 人権啓発センターの取り組み	4 9
(4) 内容・方法の充実	5 0
(5) 「基本方針」の進捗評価及び見直し	5 0
資料	5 1
資料1 用語解説	5 1
資料2 伊丹市人権教育推進本部	5 3
資料3 伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針策定専門会議	5 4
資料4 伊丹市人権教育・啓発推進会議	5 5
資料5 課題別ミーティング（聴き取り）	5 6
資料6 中間案に対するパブリックコメント	5 6
資料7 日本国憲法（抜粋）	5 7
資料8 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	5 8
資料9 伊丹市人権教育・啓発推進本部の設置に関する規則	5 9
資料10 伊丹市人権教育・啓発推進会議設置要綱	6 1

*「障害」の「害」のひらがな表記について＝障害者の「障害」という文語表現について、障がいのある人の思いを大切にすることとあわせ、市民の理解を深めていくためには読み手側が受け入れやすい表現であることが大切と考え、この「基本方針」においては、人や人の状態を表す場合などに「障がい」と表記しています。ただし、法令や条例などに基づく制度や事業などの名称については、「障害」及び「障害者」という表記をしています。

本文中で、<※>印の付いた用語は「資料1 用語解説」で解説しています

伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針の体系

I. 基本的な考え方

- ・「人権教育・啓発推進法」
- ・国の基本計画、県の推進指針等
- ・伊丹市総合計画／伊丹市の関連計画

- ・人権教育・啓発を巡る内外の動き
- ・「人権教育のための国連 10 年」伊丹市行動計画の成果と課題
- ・市民意識の現状(市民意識調査結果)



【人権の概念】すべての人間が、人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利

【人権の尊重】自己の人権のみならず他者の人権についても正しく理解し、自己の権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合う = 人権の共存

【人権教育・啓発の基本的視点】①人権尊重のまちづくり ②発達段階等をふまえた効果的な方法の選択 ③行政・市民・事業者の役割及び連携・協力による推進 ④自主性の尊重と中立性の確保

II. 人権教育・啓発推進の方策

人権の普遍的な視点からの取り組み

- ①命の大切さの実感
- ②自尊感情の育成
- ③個性の尊重
- ④社会とのつながりを通して共に生きること

さまざまな人権課題への取り組み

- 女性 子ども
- 高齢者 障がい者
- 同和問題 外国人
- HIV 感染者等
- 高度情報化社会の進展に伴う人権問題 ほか

人権を守る取り組み (人権相談)

- ①相談体制の充実
- ②相談担当者の資質の向上
- ③相談内容の施策等への反映

III. あらゆる場における推進

保育所(園)・幼稚園・学校 ／ 家庭・地域・職域 ／ 職員研修

IV. 総合的・効果的な推進等

- ①全庁的な推進体制 (伊丹市人権教育・啓発推進本部)
- ②関係機関等との連携・協力、市民の参画と協働 (法務局、伊丹人権擁護委員協議会、伊丹市人権・同和教育研究協議会、伊丹市人権啓発推進委員、伊丹市人権教育・啓発推進会議 など)
- ③人権啓発センターの取り組み (人権啓発の拠点施設としての機能)
- ④内容・方法の充実
- ⑤進捗評価及び見直し

I 基本的な考え方

1. 伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針の位置付け

伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）は、「人権教育のための国連10年」伊丹市行動計画（平成13（2001）年～平成22（2010）年）の成果と課題をふまえ、本市のさまざまな人権課題に対する今後の人権教育・啓発の基本的な方向及びその施策の体系を明らかにするものです。

また、「基本方針」は、伊丹市総合計画を上位計画とし、第4次総合計画の基本目標4「ひとを大切にする自立と共生のまち」、及び第5次総合計画（平成23（2011）年度～平成32（2020）年度）における基本目標「市民が主体となったまちづくりの実現」に向けた基本方針2「多様性を認め合う共生社会」を目指して、本市の他の計画と連携しながら人権教育・啓発を推進するものです。

本市のさまざまな施策・事業の取り組みにあたっては、「基本方針」を尊重し、推進することとします。また、「基本方針」を通して、市民をはじめ国・県、関係機関、事業者などに対して本市の人権教育・啓発推進の基本的な方向を示し、理解と共通認識を深めることで、それぞれの主体的及び協力による取り組みを促し、人権尊重のまちづくりを進めます。

なお、「基本方針」の策定及び推進をもって、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下、「人権教育・啓発推進法」という。）第5条の規定（地方公共団体の責務）に対応するものとします。

【人権教育及び人権啓発の推進に関する法律】第5条「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」

また、「基本方針」に基づく施策・事業については、毎年度、伊丹市人権教育・啓発推進本部に報告し、その成果や課題を検証します。また、国・県の動向、市民意識や社会情勢の変化などに適切に対応するため、必要に応じて「基本方針」の見直しを行うものとします。

2. 「基本方針」策定の背景

（1）人権教育・啓発の推進に関する内外の動き

昭和23（1948）年、国際連合（以下、国連という。）は、人類に多大な被害と影響を与えた二度にわたる世界大戦の反省から、世界人権宣言を採択しました。この宣言は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である」との

基本原則を示し、今日における人権尊重の理念の基礎となっています。

さらに、昭和 41（1966）年、この宣言に法的拘束力をもたせた国際人権規約が採択されました。加えて、「人種差別撤廃条約（*1）」、「子どもの権利条約（*2）」、「女性差別撤廃条約（*3）」など個別の人権関係の条約が採択されるなど、平和と人権の確立のため、国連を中心として国際的な取り組みが進められてきました。

国連では、こうした人権諸条約を具体化していくためには、人権教育が大切であるとの認識から、平成 7（1995）年から平成 16（2004）年までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」として、人権教育を通じて人権文化を世界中に築いていくための行動計画を示し、各国においても国内行動計画を定め、実施していくことを求めました。

国においては、「人権教育のための国連 10 年」決議を受けて、平成 7（1995）年、内閣総理大臣を本部長とする、人権教育のための国連 10 年推進本部を設置し、平成 9（1997）年、国内行動計画を策定しました。同計画により人権という普遍的文化を構築するため、あらゆる人を対象にその発達段階に応じて人権教育を積極的に推進してきました。

一方、平成 8（1996）年、人権教育・啓発を推進すべき国の責務などを定めた人権擁護施策推進法が 5 年間の時限立法として制定されました。同法に基づき設置された人権擁護推進審議会は、平成 11（1999）年、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について答申を行いました。

平成 12（2000）年には、人権教育・啓発の理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにした、「人権教育・啓発推進法」が議員立法により制定され、より積極的な人権教育・啓発に関する取り組みが行われることになりました。平成 14（2002）年、国は、同法に基づき人権教育・啓発に関する基本計画を策定しました。

また、県では、平成 13（2001）年、兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針を策定し、人権が尊重される社会づくりに積極的に取り組んでいます。

本市における人権問題への取り組みは、同和問題に対する取り組みが出発点となり、その後、女性・子ども・高齢者・障がい者・外国人などに関するさまざまな人権課題の取り組みへと広がってきました。

平成 13（2001）年には「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画及び「人権教育・啓発推進法」を受けて、「人権教育のための国連 10 年」伊丹市行動計画を策定し、第 4 次伊丹市総合計画の基本目標の一つである「ひとを大切にする自立と共生のまち」の実現をめざして、全庁的に人権教育・啓発活動を推進してきました。

また、平成 19（2007）年には、共同会館、解放児童館、ふれあい交流センターの 3 館を統合した伊丹市立人権啓発センター「ふらっと」（人権センター・児童館・ふれあいセンターの複合施設）がオープンし、人権啓発の拠点施設として事業を展開しています。

* 1 = あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、* 2 = 児童の権利に関する条約、* 3 = 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

(2) 「人権教育のための国連 10 年」伊丹市行動計画の成果と課題

① 総合的な推進・評価体制の確立

「人権教育のための国連 10 年」伊丹市行動計画に基づき、さまざまな人権課題の解決に向けた諸施策を総合的に推進していくために、市長を本部長とする伊丹市人権教育推進本部を設置し、全庁的な推進体制を確立しました。引き続き人権教育・啓発の推進を全庁的な課題と位置付け、市民と一体となった人権尊重のまちづくりを進める必要があります。

同計画の進捗状況については毎年度、評価を行ってきました。その中では事務事業名、事業目的、事業実績、成果・課題などを整理した実施状況報告書を作成し、人権教育推進本部に報告するとともに、人権に関する活動を行う市民団体の代表や公募市民などで組織する伊丹市人権教育・啓発推進会議においても意見を聴取してきました。今後とも計画的かつ効果的な人権教育・啓発の推進に努める必要があります。

② さまざまな手法による教育・啓発の展開

人権啓発講座（ハートフルコンサート）や差別を許さない都市宣言制定記念市民集会などを開催し、広範な市民の参画と協働のもと、さまざまな人権課題をテーマに人権尊重の精神の普及を図ってきました。また、人権啓発センターでの人権フェスティバルにおいては、人権講演会やワークショップ（※）などさまざまな手法を通して、人権課題に対する啓発を進めてきました。

高校生以上を対象に人権啓発標語を、小中学生からは人権作文・ポスターを募集し、入賞作品は「人権週間記念作文集」として、市内の児童・生徒に配布し、学習教材として活用しています。また、「広報伊丹」には人権教育コラム「人権文化を育てよう」を掲載しました。

行政職員や教職員、企業の人権啓発担当者などを対象とした人権学習指導者養成講座においては、参加体験型学習のファシリテーター（※）として必要な知識、技能などの習得を図りました。

人権教育・啓発の推進と人権尊重の意識の高揚を図るための指導・助言にあたる人権教育指導員を、さまざまな人権課題に対応できるよう充実させ、学校や職場、地域などで行われる人権研修会の助言者・講師として派遣してきました。また、学校の授業や家庭、地域、事業所、各種団体などの研修で、あらゆる人権問題について学習していくためのビデオや書籍の貸し出しを行いました。

こうした取り組みの結果、さまざまな人権課題の解決に向けて、学習機会が広がってきました。今後とも発達段階やライフステージに応じ、さまざまな手法を用いた教育・啓発活動が求められます。

③ 相談体制・人権擁護の推進

人権擁護委員（※）による人権相談を、市役所と人権センターでそれぞれ月 1 回、実施

しているほか、外国人のための行政・生活相談、子育て相談、母子・父子相談、障がい者生活相談、高齢者相談、介護相談、DV〈※〉相談、労働相談、消費生活相談など各分野においてさまざまな相談窓口を設置し、相談体制の整備に努めてきました。今後も相談窓口の一層の周知や連携強化など、相談者が利用しやすい相談体制の充実に努める必要があります。

④ 関係機関等との連携・協力と市民の参画と協働による推進

さまざまな啓発活動の実施にあたっては、広範な市民の参加による伊丹市人権・同和教育研究協議会や伊丹市国際・平和交流協会、伊丹人権擁護委員協議会などと連携・協力し、事業の企画・運営などを進め、市民の参画と協働による人権教育・啓発に努めてきました。

また、人権が大切にされるまちづくりを進めるため、小学校ブロックごとに人権啓発推進委員を置き、人権啓発講座や学習会の開催など、市民主体の啓発活動を実施してきました。

こうした取り組みの結果、市民の人権及び人権教育・啓発に関する理解は高まり、市民主体の啓発活動が広がりつつあります。今後とも市民の自主的な学習や地域活動などの支援、地域における人権啓発のリーダー育成など、市民の力による啓発活動を支援し、市民の参画と協働による啓発の推進に努める必要があります。

（3）市民意識の現状（伊丹市人権に関する市民意識調査結果から）

「基本方針」策定にあたっては、「基本方針」中間案に対するパブリックコメント〈※〉を実施したほか、伊丹市人権教育・啓発推進会議の意見を聴取したり、課題別に当事者からヒアリングを行ったりするなど、市民の意見の反映に努めました。

また、策定にあたっての基礎資料とするため、伊丹市人権に関する市民意識調査を実施しました。調査は平成 21（2009）年 6 月 23 日～7 月 7 日、無作為に抽出した市内在住の 15 歳以上の市民 2,000 人を対象に、郵送によるアンケート形式で実施したもので、有効回収数は 1,052 件で、回収率は 52.6% でした。

なお、詳しい調査結果及び分析結果については、『伊丹市人権に関する市民意識調査結果報告書』にまとめられていますが、その概要は以下の通りです。

① 人権意識について

「人権」を身近な問題と感じるかについて、『身近に感じる』（「非常に身近に感じる」 + 「かなり身近に感じる」）と答えた人の割合が 35.8% である一方、『身近に感じない』（「あまり身近に感じない」 + 「まったく身近に感じない」）人の割合が 30.2% を占めており、人権に対する意識の二極化傾向が見受けられます（図 I-1）。

これを性別に見ると、身近に感じている割合は、男性の方が高く、年齢別では年齢が高くなるほど身近に感じている割合が高くなる傾向があります（図 I-2・3）。

図 I-1 「人権」を身近なものとして感じているか（全体）

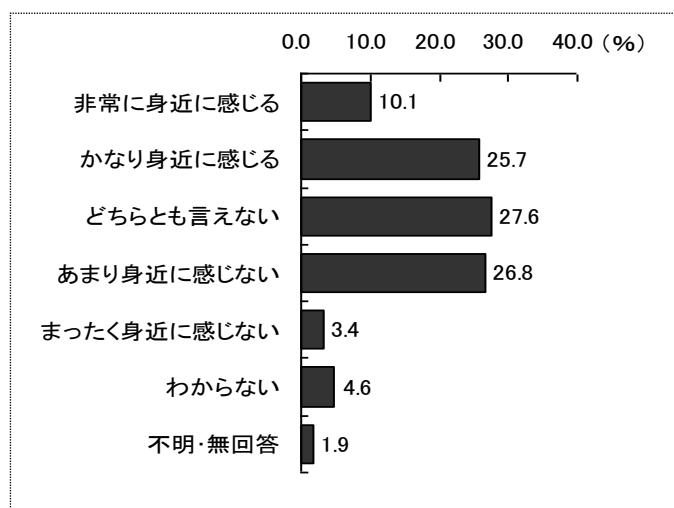


図 I-2 「人権」を身近なものとして感じているか（性別）

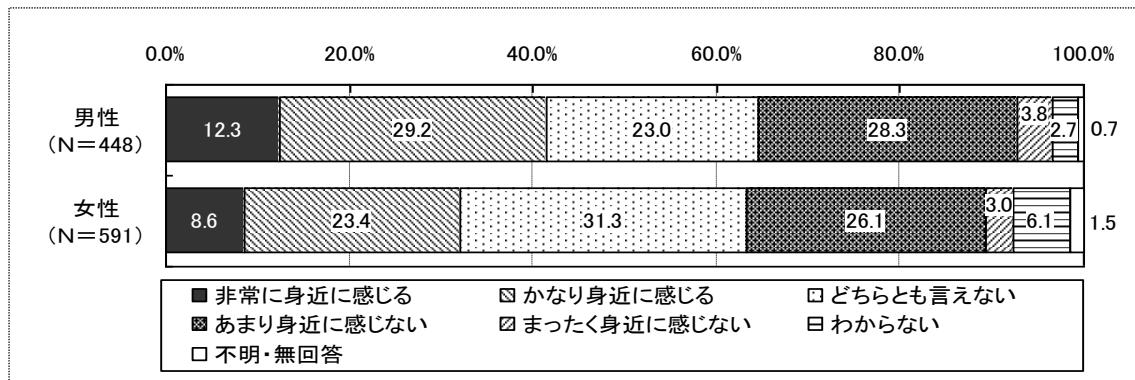
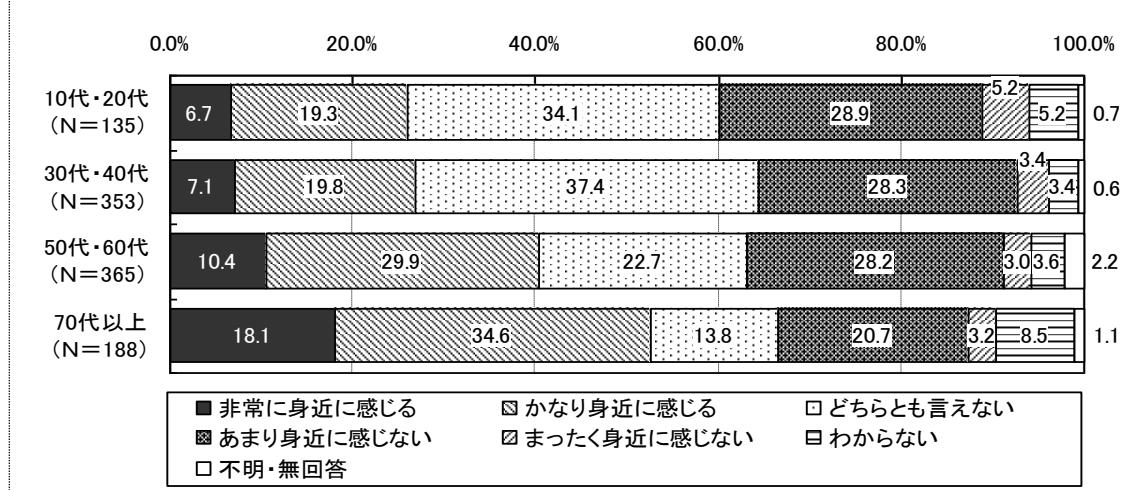


図 I-3 「人権」を身近なものとして感じているか（年齢別）



「人権が尊重されている社会であるか」という項目については、『そう思う』(「そう思う」+「どちらかと言うとそう思う」) が 45.5% である一方、『思わない』(「そうは思わない」+「どちらかと言えばそうは思わない」) は 24.6% となっています<図 I-4>。これを性別に見ると男性 (51.2%) に比べ女性 (41.8%) の割合が 10 ポイント近く低くなっています<図 I-5>。年代別では年代が高くなるほど『そう思う』割合が高くなる傾向があります<図 I-6>。

「市民一人ひとりの人権意識は 5~6 年前に比べて高くなっているか」については、『そう思う』が 39.8% に対して、『思わない』が 21.3% となっています<図 I-4>。

図 I-4 人権に関する意識について(全体)

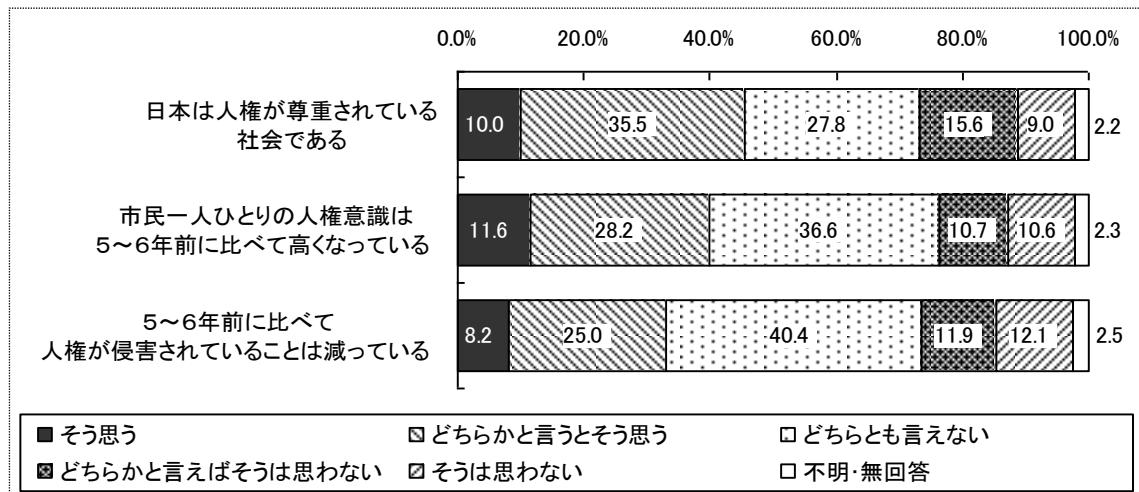


図 I-5 人権に関する意識について(性別)

「そう思う」+「どちらかと言うとそう思う」の割合

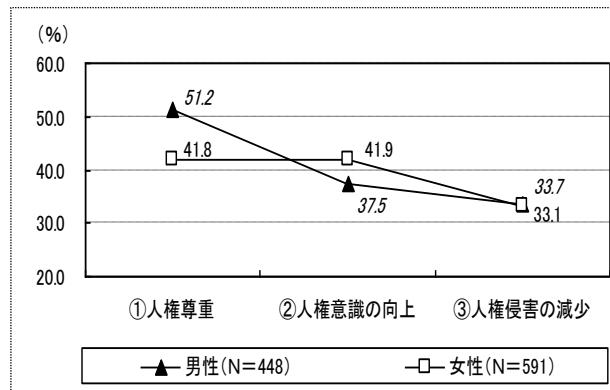
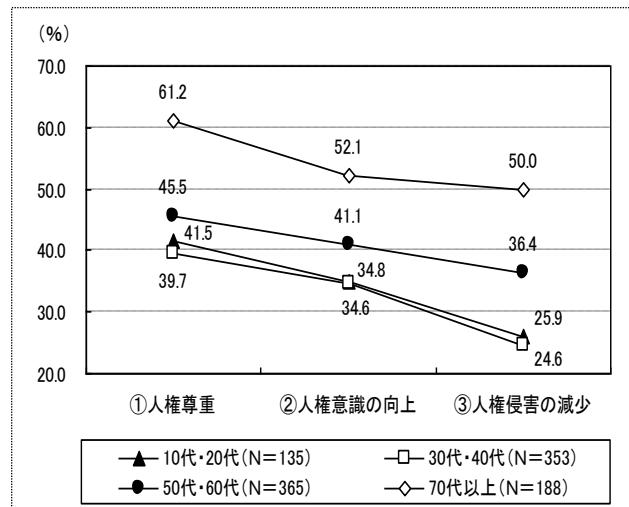


図 I-6 人権に関する意識について(年齢別)

「そう思う」+「どちらかと言うとそう思う」の割合



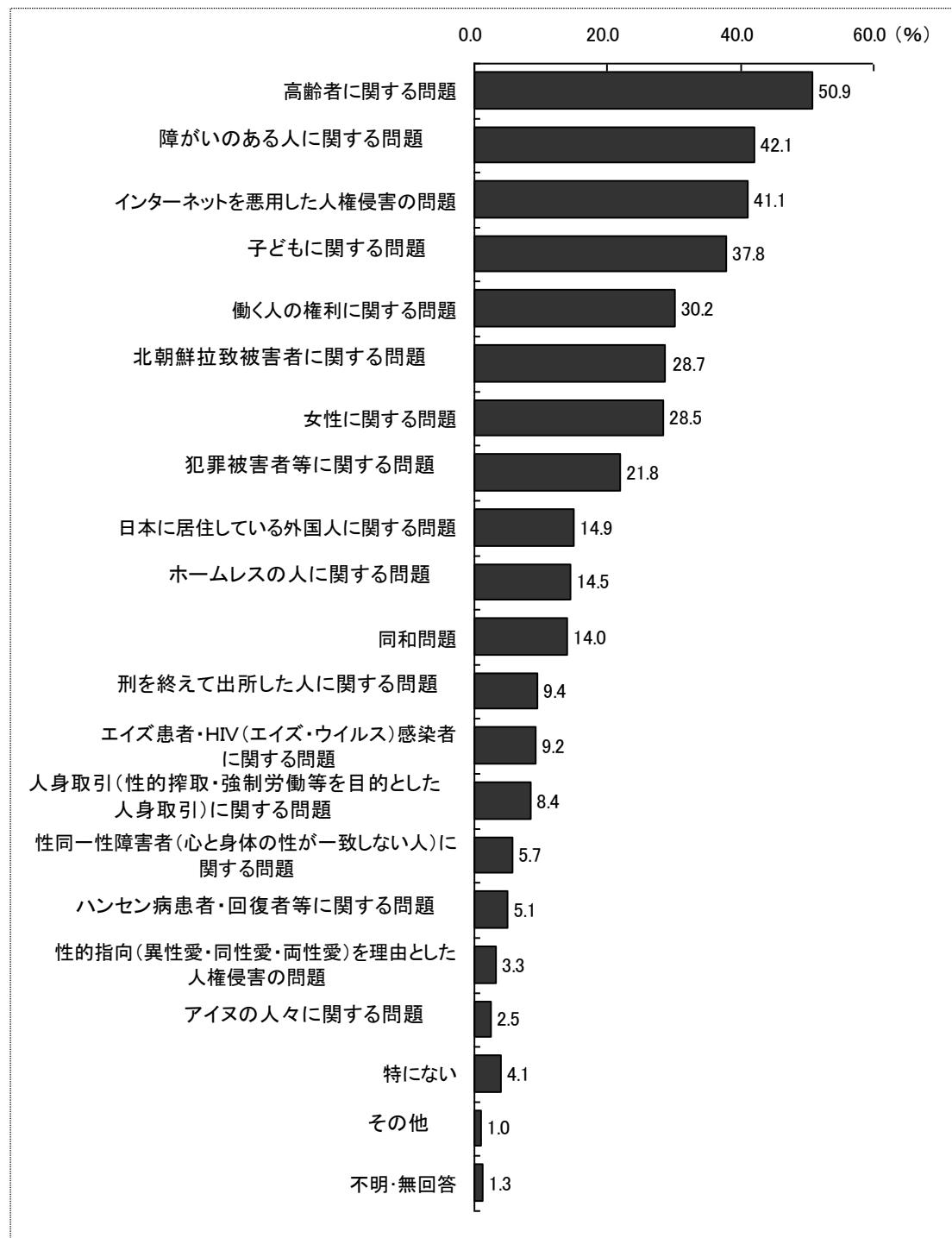
①=日本は人権が尊重されている社会である

②=市民一人ひとりの人権意識は5~6年前に比べて高くなっている

③=5~6年前に比べて人権が侵害されていることは減っている

人権に関わるさまざまな問題のうち、特に关心のある問題については、「高齢者に関する問題」が最も高く、高齢化が進む中での人権問題を反映した結果となっています。また、「インターネットを悪用した人権侵害の問題」が上位にあり、情報化社会の新たな人権問題として浮かび上がっている状況がうかがえます(図I-7)。

図I-7 人権問題について関心のある分野について(複数回答)



② 人権侵害について

「5～6年前に比べて人権侵害が減っているか」について、『そう思う』が 33.2%となっているとともに、「どちらとも言えない」と回答する人が 40.4%を占めており、さまざまな分野で人権課題への取り組みが進む一方、新たな人権問題が発生するなどして、判断がつかないという状況がうかがえますく7 頁・図 I -4〉。

人権を侵害された経験の有無については、20.9%が「ある」と回答していますく図 I -8〉。また、人権侵害を受けた時の対応については、「家族、親類に相談した」が 33.2%、「友達、同僚、上司、学校の先生に相談した」が 30.5%となっています。

しかし、「何もしなかった」とする回答が 33.2%あり、気軽に相談できる場所の確保や周知が必要であることがうかがえますく図 I -9〉。「何もしなかった」割合を性別に見ると、女性 25.0%に対して男性は 44.6%と、男性の方が相談することを選ばない傾向がみられます。

図 I -8 人権を侵害された経験の有無について

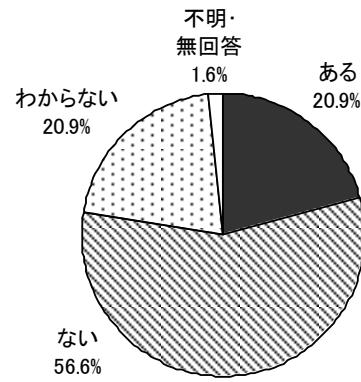
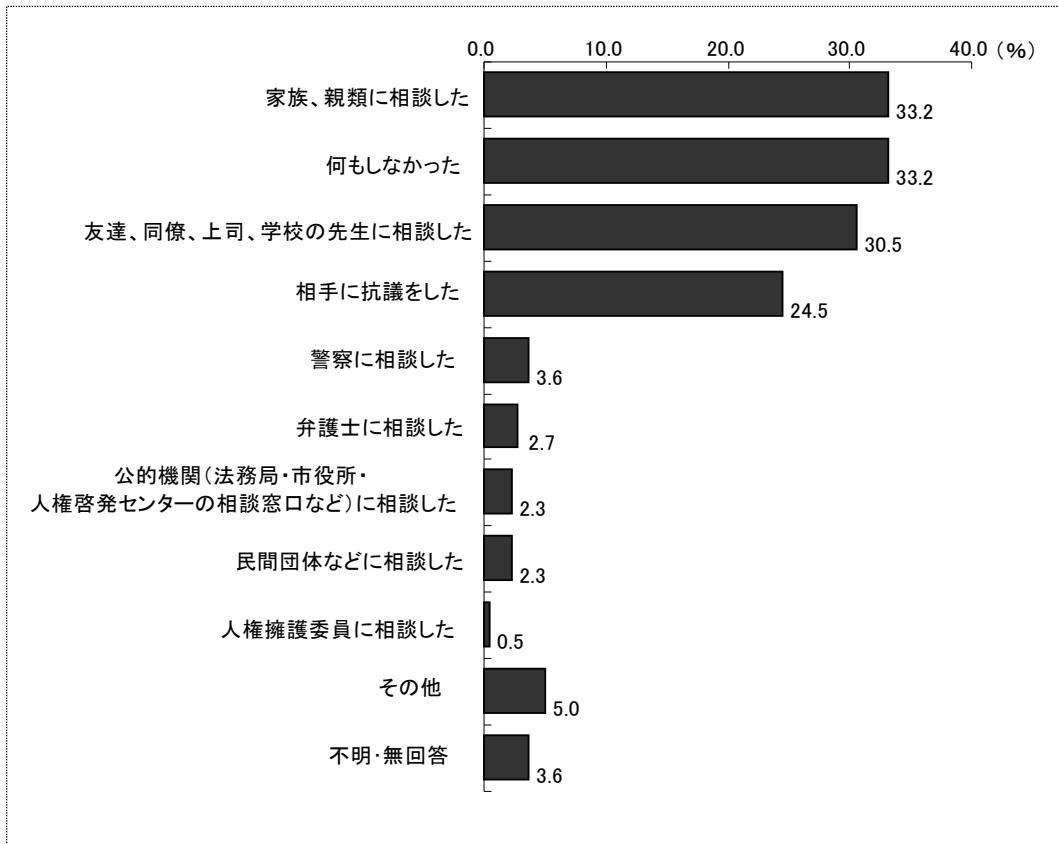
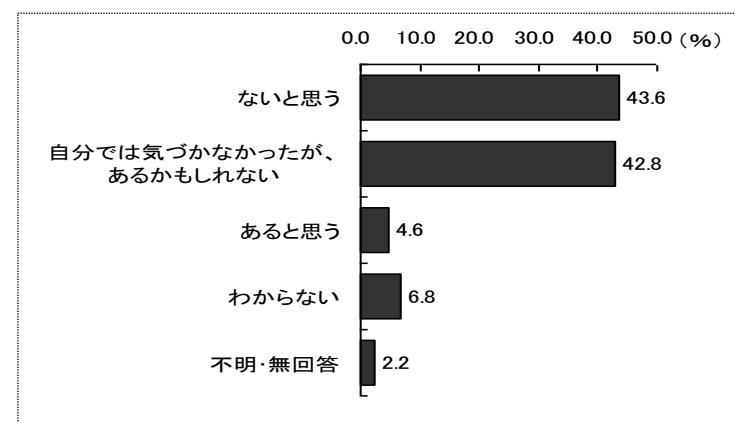


図 I -9 人権侵害を受けたときの対応について



他人の人権を侵害した経験の有無については、「ないと思う」が43.6%である一方で、「自分では気づかなかつたが、あるかもしれない」が42.8%あります。無意識のうちに人権侵害が引き起こされている可能性があることを示しています<図I-10>。

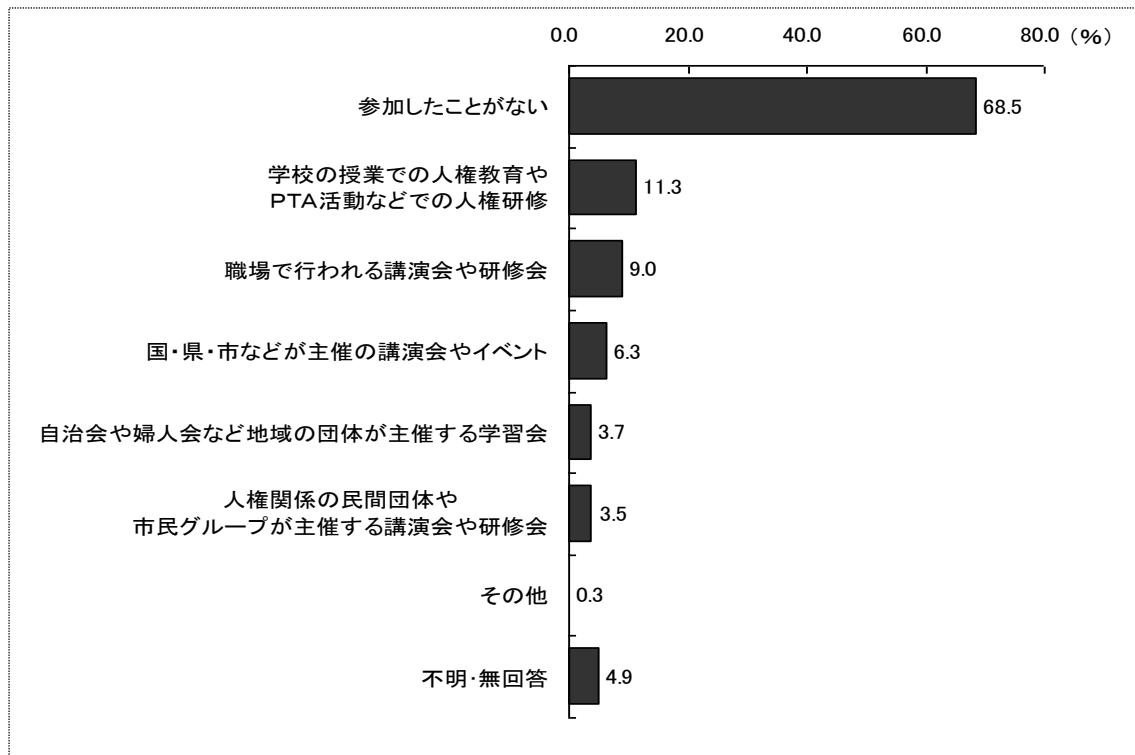
図I-10 他人の人権を侵害した経験の有無について



③ 人権教育・啓発について

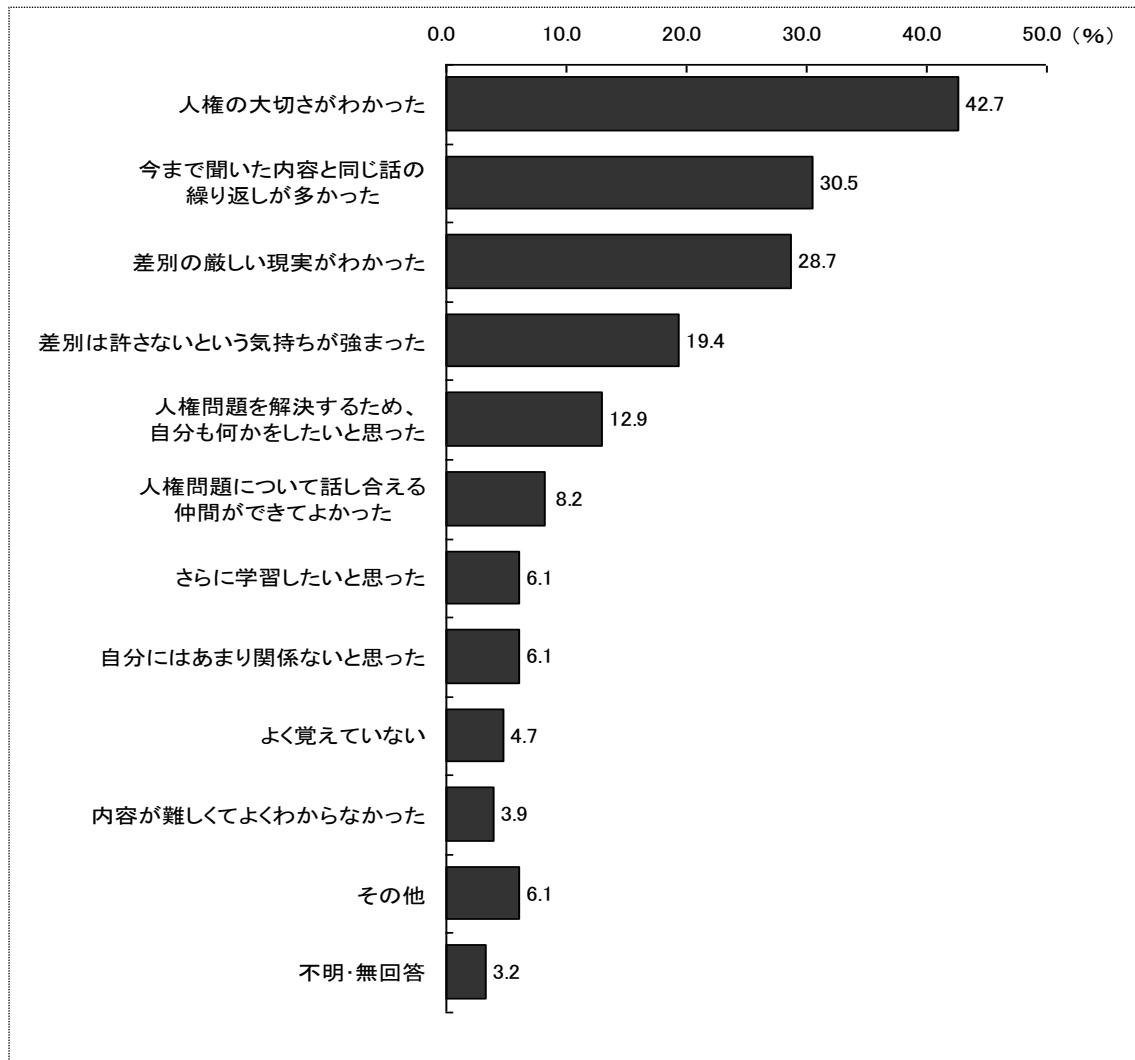
人権に関する講演会、イベントなどへの参加経験は、「参加したことがない」が68.5%を占めています<図I-11>。参加したことのある人の中では、学校や職場における研修などの参加が多くなっています。

図I-11 人権に関するイベント、講演会等への参加経験について



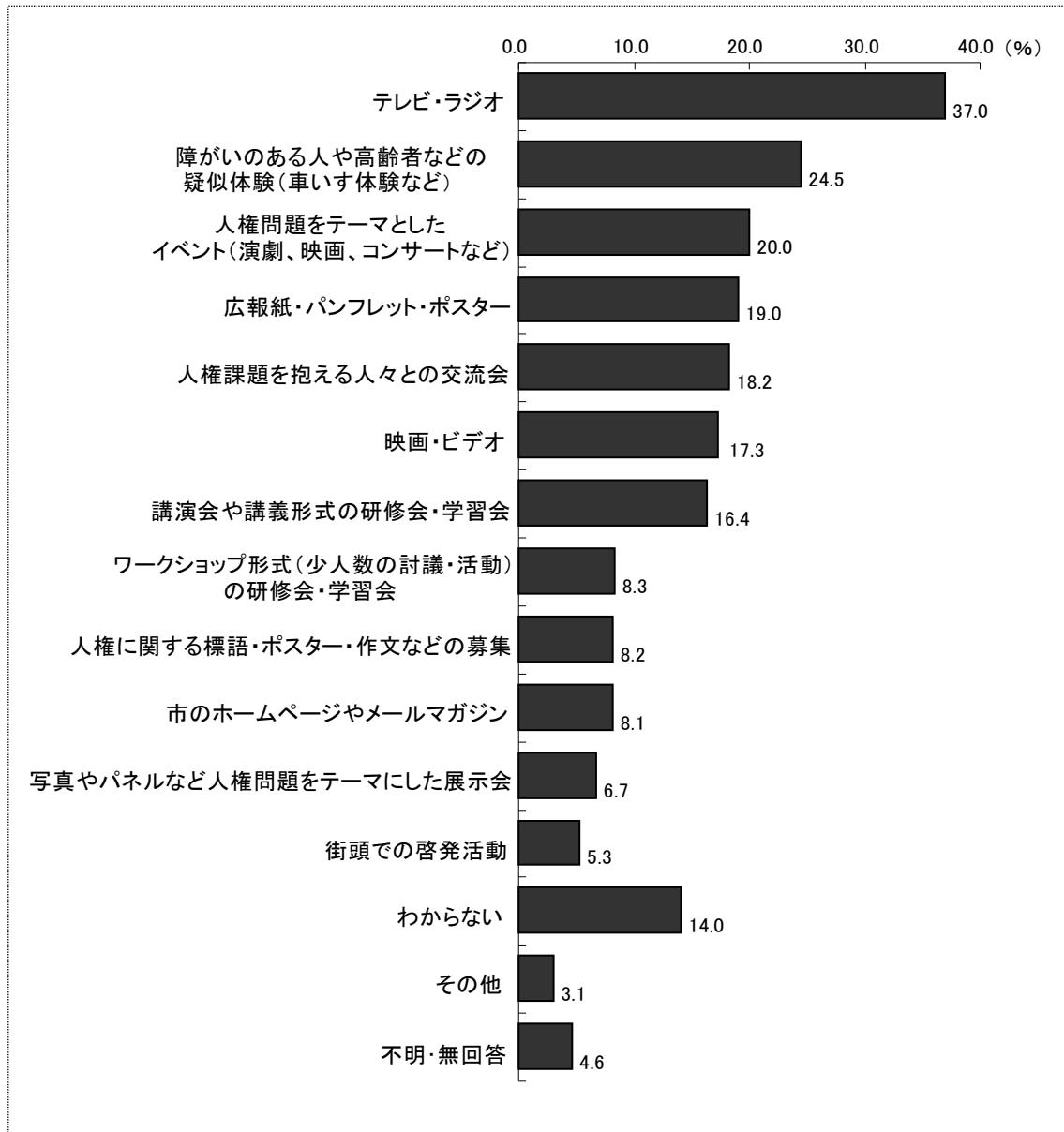
講演会等に参加した人の感想については、「人権の大切さがわかった」が 42.7%と最も高くなっている一方で、「今まで聞いた内容と同じ話の繰り返しが多かった」が 30.5%となっており<図 I-12>、参加を促すだけでなく、内容面についても充実を図る必要があります。

図 I-12 研修・講習会等に参加した感想について(複数回答)



人権啓発を進めるために効果的なものとしては、「テレビ・ラジオ」が 37.0%と最も高く、メディアを活用した啓発が支持されていることがうかがえます。また、「障がいのある人や高齢者などの疑似体験」や「人権問題をテーマとしたイベント」など、体験を通じた啓発が効果的であるとの結果となっています<図 I-13>。

図 I-13 効果的だと思う啓発活動について(複数回答)



3. 人権の概念と人権尊重の理念

人権とは、すべての人間が、人間の尊厳に基づいて生まれながらに持っている固有の権利であり、個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠くことのできない権利です。

日本国憲法においては、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」（第 11 条）とし、憲法で保障される基本的人権は、「侵すことのできない永久の権利」（第 11 条・97 条）と規定されています。また、基本的人権の内容は、「個人の尊重」「生命、自由及び幸福追求の権利」（第 13 条）や「法の下の平等」（第 14 条）といった二つの包括的な規定と、「表現の自由」「生存権」「教育を受ける権利」など、さまざまな個別の規定の中に明示されています。

人権が不可侵であることは、歴史的には、国をはじめとする公権力によって侵されないという意味で理解されてきましたが、加えて今日では、さまざまな差別や虐待、いじめにみられるように、市民相互における人権侵害も深刻な社会問題として広く認知されるに至っています。人権は公権力の主体との関係においてだけでなく、市民相互の間においても尊重されるべきことは言うまでもありません。

すべての人が人権を享有し、人権文化に満ちた平和で豊かな社会は、市民相互の人権が共に尊重されてこそ初めて実現されるものです。一人ひとりがかけがえのない存在であることを認識し、それぞれの個性や価値観、生き方や考え方の違いを認め合い尊重することが大切です。

したがって、人権尊重の理念は、自己の人権のみならず他者の人権についても正しく理解し、自己の権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合う、人権共存の考え方として理解する必要があります。

4. 人権教育・啓発の定義と基本的視点

(1) 人権教育・啓発の定義

人権は、「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」（憲法第 97 条）として、「国民の不断の努力」（第 12 条）によって初めて保持されるものであることから、人権共存の考え方への市民の理解を深めながら、市民と行政が一体となって、人権が尊重されるまちを実現するために、人権教育・啓発の果たす役割が極めて重要です。

「人権教育のための国連 10 年」の国連決議においては、「人権教育とは、あらゆる発達段階の人々、あらゆる社会層の人々が、他の人々の尊厳について学び、またその尊厳をあらゆる社会で確立するための方法と手段について学ぶための生涯にわたる総合的な過程である」と定義しています。また、「人権教育のための国連 10 年」行動計画では、「知識と技

術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」としています。

さらに、「人権教育・啓発推進法」においては、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」と定義されています。

本市においても、これらの考え方を基本に人権教育・啓発を推進していくこととします。

（2）人権教育・啓発の基本的視点

① 人権尊重のまちづくり

本市においては、市民が地域や市政に関心を持ち、自らの課題として積極的に参画し、協働して取り組む、市民主体のまちづくりを進めています。

市民が主体となったまちづくりは、市民一人ひとりが、対等の立場で多様性を認め合い、共に生きる社会をめざす、人権尊重のまちづくりが基盤となることが必要です。

そのためには、本市のすべての施策に人権尊重の視点を反映させるとともに、さまざまなお人権課題を解決し、市民同士がつながり支えあうまちづくりを目指して、市民とともに活発な人権教育・啓発活動を推進します。

② 発達段階等をふまえた効果的な方法の選択

人権教育・啓発は、子どもから高齢者に至る幅広い層を対象とすることから、対象者の発達段階やライフステージをふまえ、学校、家庭、地域、職域などあらゆる場所と機会を通じて推進します。

人権教育・啓発の手法については、「法の下の平等」「個人の尊重」といった人権の普遍的な視点からの取り組みと、女性・子ども・高齢者・障がい者・同和問題・外国人などに関する具体的な人権課題に即した個別的な視点からの取り組みとがあり、この両者が相まって人権尊重への理解が深まるよう努めます。

さらに、人権教育・啓発の推進にあたっては、親しみやすく分かりやすいテーマや表現、手法を用いるなど、創意工夫を図ります。

③ 行政・市民・事業者の役割及び連携・協力による推進

人権教育・啓発については、行政だけでなく、市民や事業者などさまざまな主体が活動を行っています。人権課題が多様化・複雑化する中で、人権教育・啓発をより効果的かつ総合的に推進していくためには、行政・市民・事業者などがそれぞれの役割を自覚し、相互に連携・協力することが重要です。

市は、国・県との連携を図りつつ、市の実情をふまえ、人権教育・啓発に関する施策を策定し、実施します。また、市民や事業者などとの協働による人権教育・啓発の推進に向

けた条件整備に努めます。あわせて、人権侵害に対しては、人権相談などを通じて適切な対応を図ります。

また、市民には、人権に関する講演会に自発的に参加するなどして、一人ひとりが人権意識の向上に努めるとともに、家庭教育や地域活動などへの積極的な参加を通して互いの人権を認め合い、人権が尊重される社会の実現に寄与することが求められます。

事業者においては、公正な採用や処遇、パワー・ハラスメント〈※〉やセクシュアル・ハラスメント〈※〉の防止など、人権が尊重される職場づくりが求められます。また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や、女性や高齢者、障がい者、外国人などが能力を十分に発揮できる職場環境の整備も必要です。さらに、事業者は地域社会の一員として社会的責任を果たすという視点から、人権啓発活動への積極的な参加や地域貢献活動などに取り組むことが求められます。

④ 自主性の尊重と中立性の確保

人権教育・啓発は、市民一人ひとりの心のあり方に密接に関わる問題でもあることから、その実施にあたっては、市民の自主性の尊重に十分留意する必要があります。人権問題や人権教育・啓発のあり方については、多種多様な意見があることをふまえ、自由な意見交換ができる環境づくりに努めます。

また、人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するためには、その内容や実施方法などにおいても、市民から幅広く理解と共感を得られるものであることが必要です。

こうしたことをふまえ、人権教育・啓発に関わる活動の実施にあたっては、市民の自主性や行政の中立性の確保に十分留意して実施する必要があります。

II 人権教育・啓発推進の方策

人権教育・啓発の推進にあたっては、人権の普遍的な視点からの取り組み、さまざまな人権課題への取り組み、人権を守る取り組み（人権相談）を柱として位置付け、総合的かつ効果的な推進を図ります。

1. 人権の普遍的な視点からの取り組み

① 命の大切さの実感

命を大切にすることは、命のかけがえのなさに気付き、命のあるものを尊ぶことであり、人権尊重の基本です。

しかし、今なお世界の至る所で命を奪い合う戦争やテロが繰り返され、また、国内においても、虐待や暴力、ささいなことから人が殺傷されるなど、命に関わる事件が後を絶ちません。平成 10（1998）年からは、自ら命を絶つ人の数が毎年、3万人を超えるという現実もあります（平成 21（2009）年現在）。命の尊厳を人権教育・啓発推進の基盤にすえ、命の大切さを実感する教育・啓発が必要です。

特に、現代の子どもたちは、生と死の意味や命のかけがえのなさを実感する生活体験に乏しいといわれています。友だちとの関わりや身近な動植物、自然とのふれあいをはじめ、教育活動全体の中で、さまざまな体験を通して命の大切さを実感し、自他の命を共に尊重する心を育んでいきます。大人も自らの生き方を見つめ直し、生きることの意味を考えるなど、命の大切さに対する感性を磨き、生命に対する畏敬の念を育むことができるような取り組みを推進します。

また、かけがえのない命を守り、将来の世代に引き継いでいくためには、生態系の維持や自然環境の保全など、地球的規模で考え、取り組んでいく必要があります。一人ひとりが地球環境の現状と課題について理解を深め、健康で文化的な生活を将来にわたって送ることができるよう、日常生活を見直し、行動につながる教育・啓発活動を推進します。

② 自尊感情の育成

人は生まれながらにしてそれぞれ無二の個性や能力を持っています。その長所や短所も含めたありのままの自分を肯定的に受け入れ、自分自身をかけがえのない存在であると思える気持ちを自尊感情といいます。自尊感情は生きていく上で重要な感情の一つであり、自他の人権を尊重する意識の基本でもあります。

自尊感情は子どもの頃から育てることが大切です。発達段階をふまえ体験活動を通して最後までやり遂げたという達成感や成就感、自分もやればできるといった自己肯定感を味わえるような取り組みを推進します。さらに、生涯にわたって自己を深く見つめ、自己の存在意味を問い合わせ直し、生きることの大切さに気づくことができる取り組みを推進します。

③ 個性の尊重

社会は一人ひとりの多様な個性が生かされて成り立っています。すべての人々が個人として尊重される社会をつくるため、それぞれの人格や個性を認め、互いの人権を尊重しあう意識や態度が求められます。

一人ひとりの異なる個性を前提に、自分がかけがえのない存在であると同時に、他者もかけがえのない存在であることや、他者との共生・共感の大切さを真に実感できるよう人権教育・啓発を推進します。

④ 社会とのつながりを通して共に生きること

人は個人として存在すると同時に社会的な存在でもあります。家庭や地域、職場などさまざまつながりの中で、人は自己を表現したり、個性や可能性を発揮したりして、自分の存在を確かめるとともに、自他の人権を尊重して生きていくことができます。

ボランティア活動や生涯学習活動、地域のまちづくり活動などを通じて、社会とつながり、貢献する喜びや達成感を味わいながら、社会と関わって生きることの意味を実感することが大切です。

市民が社会とのつながりを通して互いを認め合い共に生きるまちづくりを推進するため、豊かな人間関係を育むコミュニケーション能力などの技能の育成やさまざまな市民の活動を促進するための支援を図ります。

2. さまざまな人権課題への取り組み

人権教育・啓発の推進にあたっては、女性・子ども・高齢者・障がい者・同和問題・外国人・H I V 〈※〉感染者・高度情報化社会の進展に伴う人権問題などを課題として設定し、人権の普遍的な視点からの取り組みもふまえながら、解決に向けて取り組んでいきます。

(1) 女性

【現状と課題】

国連においては、昭和 50（1975）年の国際女性年及びこれに続く「国連女性の 10 年」をきっかけに、男女平等と女性の地位向上の実現に向けた積極的な取り組みが始まりました。その後、昭和 54（1979）年に「女性差別撤廃条約」、平成 5（1993）年には女性に対する暴力の撤廃に関する宣言が採択されたほか、平成 7（1995）年の第 4 回世界女性会議での北京宣言及び行動綱領の採択、また、平成 12（2000）年の国連特別総会「女性 2000 年会議」での政治宣言及び成果文書の採択など、女性の人権尊重に向けたさまざまな取り組みが国際的規模で行われてきました。

国においても、国連の動きとともに男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな取り組みが展開されてきました。特に、平成11（1999）年に男女共同参画社会基本法が制定され、翌年には同法に基づき、男女共同参画基本計画が策定されました。その後、平成17（2005）年に改定された「第2次基本計画」に基づき、社会のあらゆる分野において男女共同参画推進に向けた取り組みが進められています。

女性に対する暴力に関しては、平成12（2000）年の「ストーカー行為規制法（*4）」や平成13（2001）年、「配偶者暴力防止法（*5）」の制定（平成20（2008）年改正法施行）など立法的な措置が図られました。また、平成19（2007）年には、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章が策定され、男女がともに、仕事や家庭生活、地域活動などについて自ら希望するバランスで展開できる生活の実現に向けた取り組みが推進されています。

一方で平成21（2009）年、国連の女性差別撤廃委員会は、国の男女平等に向けたこれまでの取り組みは「不十分」と指摘し、雇用や暴力対策をはじめ性差別の完全な撤廃に向け早急な対策の実施を日本政府に勧告しました。

県においては、平成13（2001）年に「ひょうご男女共同参画プラン21」を策定しました。また、平成14（2002）年には男女共同参画社会づくり条例を施行し、男女共同参画社会の形成に関する県、県民、事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を明らかにしました。女性に対する暴力に関しては、平成18（2006）年から兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画に基づき、対策を推進しています。

本市においては、平成8（1996）年、伊丹市女性のための行動計画を策定し、すべての人が性にとらわれることなく、あらゆる領域における権利と義務、利益と責任を分かち合える社会を目指しました。平成10（1998）年には、伊丹市男女共生教育基本方針を策定（平成20（2008）年改定）し、男女共生教育の推進を図ってきました。

平成18（2006）年には、新たに伊丹市男女共同参画計画を策定し、同計画に基づき、女性・児童センターを拠点として、性別役割分担意識〈※〉の解消や女性のチャレンジ支援など各種啓発事業や女性のための相談事業などを実施しています。なお、同計画の進捗状況については、伊丹市男女共同参画施策市民オンブードが市民の視点で調査・意見表明を行っています。

また、平成21（2009）年には、伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画を策定し、平成22（2010）年には配偶者暴力相談支援センター機能（伊丹市DV相談室）を整備するなど関連施策を推進してきました。

しかしながら、女性の人権については、固定的な男女の役割分担意識やそれに基づく社会通念、慣習、しきたりが根強く残っていることから、女性が不利益を被ったり十分な活躍ができなかつたりする現状が今なおあります。

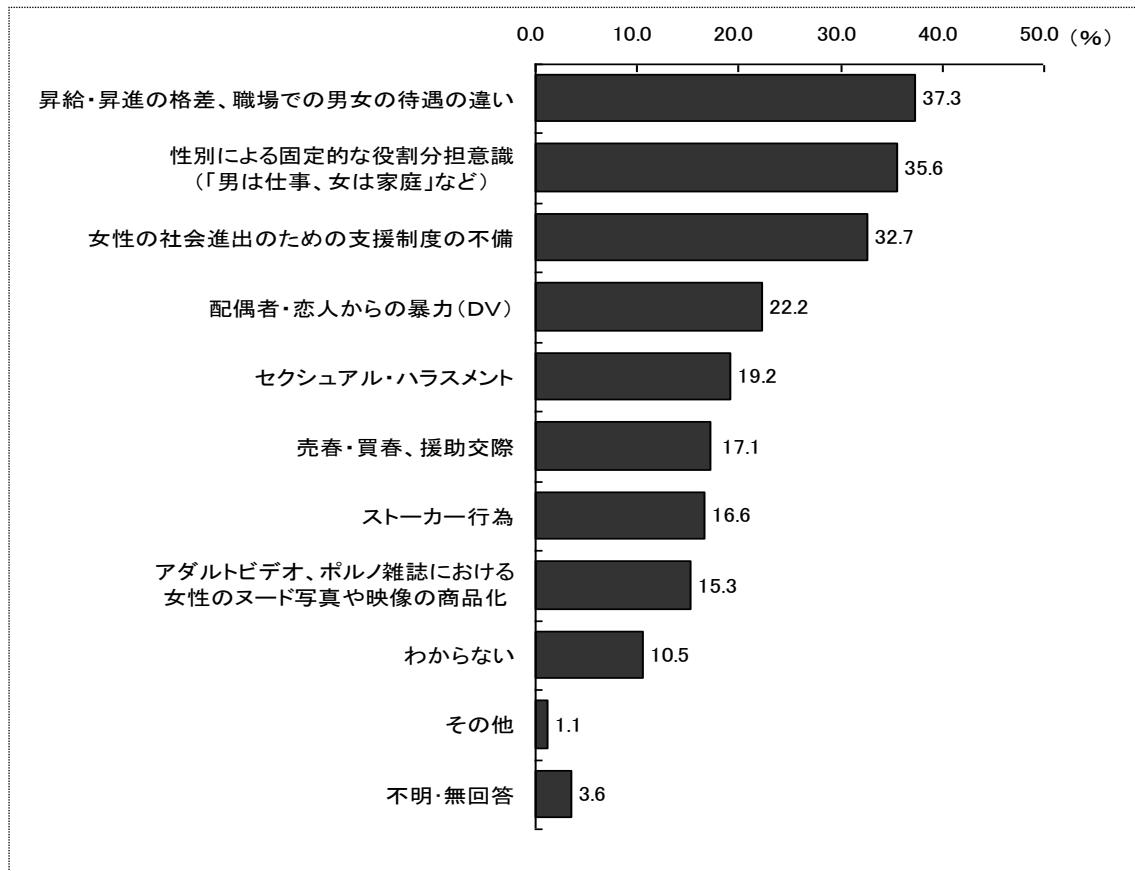
本市の人権に関する市民意識調査によると、女性の人権問題について、「昇給・昇進の格差、職場での男女の待遇の違い」、「性別による固定的な役割分担意識（男は仕事、女は家庭など）」が関心の上位項目となっており、職場及び地域・家庭両面での人権問題があることがうかがえます（19頁・図II-1）。また、固定的な男女の役割分担や女性の社会進出など

については、性別・年齢別に意識の差があることがうかがえ、こうした傾向をふまえた上での取り組みが必要です。

さらに、方針決定過程への女性の参画の促進や女性に対する暴力の根絶、男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現など女性の権利及び男女共同参画の推進を目指して、市民の力を生かしたさまざまな取り組みが必要です。

*4=ストーカー行為等の規制等に関する法律、*5=配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

図II-1 女性の人権について特に問題があると思うもの（複数回答）



【今後の取り組み】

①男女共生教育及び生涯学習等の推進

学校教育においては、伊丹市男女共生教育基本方針に基づき、あらゆる教育活動において、固定的な男女の役割分担意識をなくし、男女の人権を尊重する、男女共生の視点に立った教育を推進します。また、幼児・児童・生徒の自尊感情とコミュニケーション力の育成を重視した取り組みを行うとともに、教職員への研修とPTA・保護者への啓発に努めます。

社会教育においては、女性に対する偏見や差別意識を解消し、固定的な男女の役割分担意識を是正するため、家庭・地域・職域などで男女が生涯を通じて男女平等、人権尊重の意識を高めるよう学習活動を支援します。

また、保育所(園)においても、子どもの人権感覚を育て、男女平等の視点に立った保育を推進します。

②女性の人権を尊重し、男女平等を推進する活動等の支援

女性に対する偏見や差別意識を解消し、固定的な男女の役割分担意識を払拭するなど、一人ひとりの人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、女性・児童センターを拠点に各種事業を展開し、家庭・地域・職域などあらゆる分野で市民の自主的な活動や学習を支援します。

③政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

本市の審議会などへの女性の登用や女性職員の管理職への登用を推進するなど、市が率先垂範して取り組みを進めるとともに、事業者や各種団体などと連携・協力し、あらゆる分野において女性の参画を促進するよう啓発を行い、取り組みを促します。

④雇用の場における男女平等のための啓発

雇用や起業などの分野において、男女が均等な機会の下で活躍できるよう、啓発活動や環境整備を進めます。また、男女が仕事と家庭生活・地域活動などを両立させ、生涯を通じて安心して働き生活できるよう、市民・事業者双方の意識啓発を推進します。

⑤女性に対する暴力への対応

DV、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為〈※〉など女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、その根底には女性の人権に対する軽視があることから、女性の人権尊重のための意識啓発や教育を推進します。DV対策については、本市の「配偶者等からの暴力対策基本計画」に基づき、被害者の相談・保護・自立支援体制の充実はもとより、若年層を対象とした啓発活動など、防止に向けた取り組みを行います。

⑥相談体制の充実と周知

女性の人権問題の解決を図るため、カウンセリングやDV相談など女性のための相談体制の充実と窓口の周知を図ります。また、「女性の人権ホットライン」について、法務局や人権擁護委員と連携して周知に努めます。

女性のための相談に対しては女性の相談員が対応するなど相談しやすい体制づくりを進めるほか、関係機関との連携・協力を図ります。

(2) 子ども

【現状と課題】

平成元（1989）年、子どもを保護される対象（客体）から自ら権利行使する主体へと、子ども觀を転換し、その上で、子どもの権利について定めた「子どもの権利条約」が国連で採択され、平成6（1994）年、わが国も批准しました。

国では、すでに日本国憲法をはじめ、児童憲章、児童福祉法、教育基本法などにおいて、子どもの人権尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などについて、基本原則や理念

が示されています。さらに、平成 11（1999）年に「児童買春・児童ポルノ禁止法(*6)」、平成 12（2000）年に「児童虐待防止法(*7)」、平成 14（2002）年に「出会い系サイト規制法(*8)」、平成 21（2009）年に「青少年インターネット環境整備法(*9)」が制定されるなど個別立法による対策も行われてきました。

また、平成 15（2003）年、少子化に対応した子育て支援を推進するため、次世代育成支援対策推進法が制定され、地方公共団体や事業所に行動計画の策定を求めています。

障がいのある子どもに対する取り組みとしては、平成 17（2005）年、子どもの発達障害〈※〉の早期発見などを盛り込んだ発達障害者支援法が施行され、また、平成 19（2007）年から、障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う、特別支援教育が導入されました。

県では、平成 17（2005）年に「ひょうご子ども未来プラン」、平成 22（2010）年に「新ひょうご子ども未来プラン」を策定し、市町とも連携して、少子対策・子育て支援の取り組みを積極的に進めています。

本市においては、平成 17（2005）年、伊丹市次世代育成支援行動計画「愛あいプラン」を策定し、同計画に基づく事業をはじめ子ども施策を総合的に推進するために、平成 18（2006）年度には「こども部」を設置しました。平成 22（2010）年度からは同計画の後期実施計画に基づき、子どもの健全育成に向けた環境整備、さまざまな相談事業や子育て支援事業の実施など、子どもの主体性と人権の尊重・擁護を柱とした施策を展開しています。

学校園では伊丹市人権教育基本方針、保育所（園）においては伊丹市人権保育基本方針に基づいて、子どもを権利の主体としてとらえ、人権を尊重する教育、保育に取り組んでいます。

児童虐待〈※〉の増加に対応して平成 12（2000）年、伊丹市児童虐待防止市民ネットワーク会議を設置し、平成 21（2009）年には伊丹市要保護児童対策地域協議会として改組し、関係機関との連携を図りながら虐待児童の早期発見・早期対応に努めてきました。

いじめ問題については平成 18（2006）年、伊丹市子どものいじめ問題対策本部を発足させ、全庁的に取り組む体制を構築しました。また、本市における少年非行防止活動の総合的推進などを目的に伊丹市少年非行防止対策プロジェクトチームが設置され、平成 22（2010）年に今後の取り組みについて報告を行いました。平成 22（2010）年度からは、伊丹市青少年問題協議会が、いじめ問題対策及び少年非行防止を含むあらゆる青少年問題に対して一層きめ細かな対応を図っています。

平成 19（2007）年に策定した伊丹市第 3 次家庭教育推進計画においては、市民・地域ぐるみの家庭教育の支援及び子どもの安全で安心な居場所づくりに取り組んでいます。

しかしながら、今日、子どもを取り巻く環境は厳しさを増しています。わが子に対する虐待のほか、児童買春・児童ポルノや薬物の乱用など子どもの健康や福祉を害する犯罪も多発傾向にあり、さらに、少年非行、校内暴力、いじめ、不登校、引きこもりなど、子どもの人権を巡るさまざまな問題が全国的に発生しています。

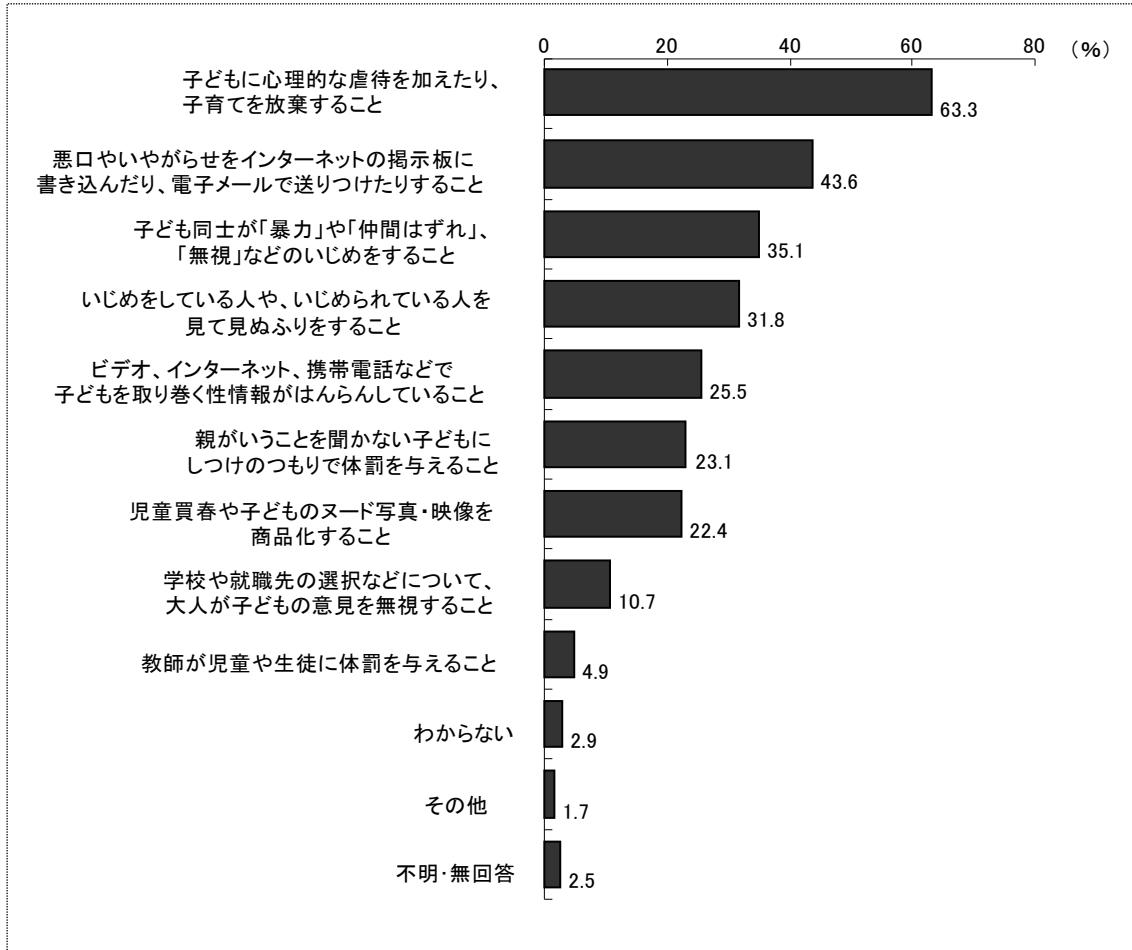
本市の人権に関する市民意識調査においては、子どもの人権問題について、「子どもに心

理的な虐待を加えたり、子育てを放棄すること」が最も高い割合となっており、近年における全国的な虐待問題への関心の高さがうかがえます。一方で、「悪口やいやがらせをインターネットの掲示板に書き込んだり、電子メールで送りつけたりすること」(ネットいじめ)や「子ども同士が暴力や仲間はずれ、無視などのいじめをすること」など、子ども同士の問題についても高い割合となっています<図II-2>。

子どもの人権問題については、事象に応じた教育・啓発を講じていく必要があり、あわせて市民ぐるみでこれらの問題の解決に取り組んでいく必要があります。

*6=児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律、*7=児童虐待の防止等に関する法律、*8=インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律、*9=青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

図II-2 子どもの人権について特に問題があると思うもの(複数回答)



【今後の取り組み】

①子どもの権利に関する教育・啓発の推進

子どもを権利の主体として最大限に尊重されるよう、大人だけでなく子どもに対しても、「子どもの権利条約」についての周知・啓発など、子どもの権利について意識を高め、正しく理解できるよう教育・啓発活動に取り組みます。

②幼児・児童・生徒への人権教育等の推進

伊丹市人権教育基本方針に沿って、生命を大切にする心を基本に、自尊感情を養い、他の人の思いやる心を育むため、幼児・児童・生徒の発達段階や実態に応じた教育活動を行います。また、子どもの成長発達に大きな影響を与える立場にある教職員については、人権に関するさまざまな現代的課題及び歴史的な経緯についての正しい理解に努め、参加体験型学習など多様な学習の指導法を習得し、指導力の向上を図ります。

保育所(園)においては伊丹市人権保育基本方針に基づき、子どもを権利の主体としてとらえ尊重する人権保育を進め、生きる力の基礎を育むという観点から、発達段階に応じた適切な保育に努めます。また、すべての子どもの人権を守るために子育て相談など、家庭・地域の子育て支援に積極的な役割を果たします。

③児童虐待防止の取り組み

伊丹市要保護児童対策地域協議会を効率的に機能させ、児童虐待の早期発見、早期対応及び未然防止を図ります。また、児童虐待の早期発見には市民の協力が不可欠であることから、市民や関係機関を対象に児童虐待防止への理解を深める啓発を進めます。

④いじめ問題への対応

市の関係部局及び関係機関・団体や市民の連携・協力のもと、命と人権の大切さについて呼びかけるとともに、いじめについて考える場を設定するなど、いじめの防止に努めます。あわせて、いじめの兆候をいち早く把握し、いじめ問題に迅速に対応していきます。パソコンや携帯電話（ケータイ）のネット接続機能を悪用した「ネットいじめ」については、「伊丹市ネットいじめ対応マニュアル」などを活用しながら、情報モラル（※）、情報安全教育を推進します。

⑤子どもの非行防止、健全育成活動の推進

多様化、複雑化、低年齢化する少年非行に対して、市の関係部局及び関係機関・団体や市民の連携・協力のもと、補導活動などを強化し、子どもの非行防止対策を進めるとともに、薬物の乱用防止や子どもの犯罪被害防止について啓発活動や相談活動を推進します。また、有害図書・ビデオの回収など環境浄化活動を推進します。さらに、不登校や引きこもりなど困難を抱える子どもに対して、市民ぐるみでの支援に取り組みます。

⑥障がいのある幼児・児童・生徒への支援

障がいのある幼児・児童・生徒と障がいのない幼児・児童・生徒が遊びや生活体験を通じて理解を深め合い、人間性豊かな成長を目指す教育、保育を推進します。あわせて、学校においては、福祉読本の活用や福祉体験活動、ボランティア体験活動、「トライやる・ウイーク」での実体験を通して、共に生きる社会を目指す福祉教育を推進します。

また、発達障害などを早期に発見し、療育とともに、発達段階に応じた相談・支援を行うため、発達支援システムを構築します。障がいのある幼児・児童・生徒の自立と社会参加に向けて、学校内の支援体制を確立するとともに、関係機関と連携しながら、一人ひとりの障害に応じた特別支援教育を推進します。

⑦家庭の子育て支援の推進

子育て中の親が子育てに安心感と充足感が持てるよう、情報提供や訪問事業、相談体制の充実を図ります。また、子育て中の親と子が地域の一員として地域の見守りや支えあいの中で成長していくように、市民・地域ぐるみの子育て支援を推進します。さらに、市民が主体となった家庭教育の推進及び啓発を進めます。

⑧相談体制の充実と周知

スクールカウンセラーの配置や総合教育センターにおける教育相談など、いじめや不登校、親子関係といった子どもの悩みを積極的に受け止められるよう相談体制の充実に努めます。家庭での育児や子育ての悩みに対して、関係機関の連携を図りながら保護者などに対する相談・支援を進めます。また、「子どもの人権110番」や「子どもの人権SOSミニレター」による相談について、法務局や人権擁護委員と連携して周知に努めます。

(3) 高齢者

【現状と課題】

昭和57（1982）年、国連主催の世界会議において、高齢化に関する国際行動計画が採択されました。平成3（1991）年の国連総会においては、高齢者そのための国連原則が決議され、高齢者の自立、参加、ケア、自己実現、尊厳の5原則に即して具体的な目標が提起されました。さらに、平成11（1999）年を国際高齢者年とし、各国において、これら行動計画や国連原則の具体化が図られました。

わが国では人口の高齢化が急速に進行しており、内閣府によると、平成20（2008）年10月1日現在、65歳以上の高齢者が総人口に占める割合（高齢化率）は22.1%となっています。今後、総人口が減少する中で、高齢者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、平成25（2013）年には25.2%、平成47（2035）年には33.7%となると予想されています。

国においては、平成7（1995）年に高齢社会対策基本法が施行され、翌年、同法に基づく高齢社会対策大綱が取りまとめられました。さらに、平成13（2001）年、新しい大綱が閣議決定され、政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針が示されました。

平成12（2000）年には、国民の共同連帯の理念に基づき、介護の必要な人々を社会全体で支える仕組みとして介護保険制度がスタートしました。また、高齢者への虐待については、平成18（2006）年、「高齢者虐待防止法(*10)」が施行されました。

県では、平成4（1992）年の福祉のまちづくり条例や平成19（2007）年の「ひょうご長寿社会プラン」などにより、高齢者の権利擁護を含む総合的な高齢者施策を推進してきました。

本市においては、平成8（1996）年に伊丹市老人保健福祉計画を策定し、平成12（2000）年には、伊丹市老人保健福祉計画の改定を兼ね、介護保険事業計画と一体的なものとする伊丹市介護保険事業計画・老人保健福祉計画を策定しました。同計画では「要介護者の人権の尊重」を基本理念の一つに掲げました。

平成 21（2009）年からの 3 年間を計画期間とする伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、「尊厳の保持を目指した権利擁護」を重点事項として位置付けて、悪質商法の被害や虐待からの保護のみならず、認知症や加齢による判断能力の低下にあわせて、一人ひとりの尊厳の保持を目指しています。また、シルバー人材センターや老人クラブへの活動支援など、高齢者の生きがいづくりや社会参加・就労について積極的に支援しています。

高齢者の虐待については、地域包括支援センターを中心として、平成 18（2006）年、高齢者虐待防止ネットワークを構築し、早期発見、早期対応を図るとともに養護者の支援を行いその負担の軽減に努めています。

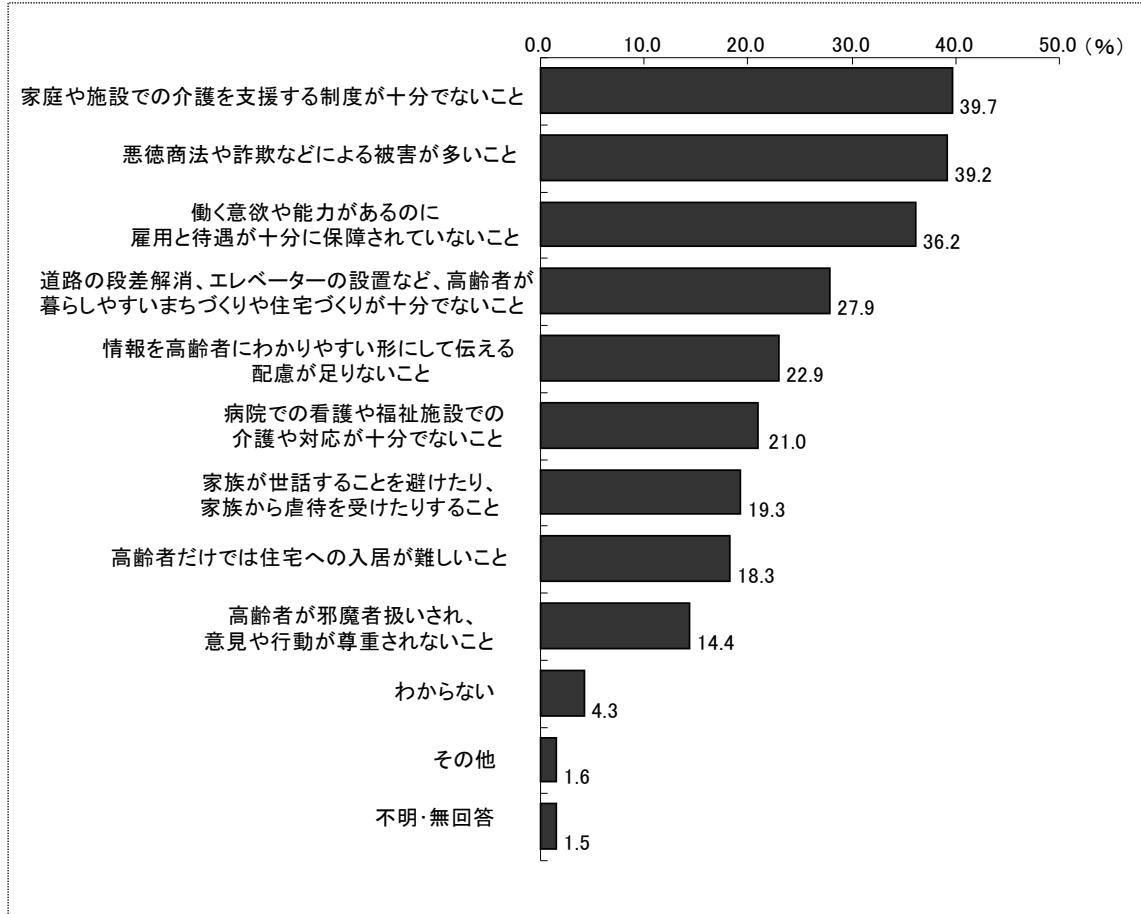
こうした中、高齢者に対する介護の放棄や身体的・精神的虐待、財産権の侵害が重要な課題となっています。

本市の人権に関する市民意識調査によると、「家庭や施設での介護を支援する制度が十分でないこと」、「悪徳商法や詐欺などによる被害が多いこと」、「働く意欲や能力があるのに雇用と待遇が十分に保障されていないこと」が関心の高い割合となっています（26 頁・図 II-3）。性別に見ると、介護などに関する項目については女性の方が回答割合が高く、年齢別では 50 代・60 代で「働く意欲や能力があるのに雇用と待遇が十分に保障されていないこと」の割合が高くなっています。このように高齢者の人権については、さまざまな面で関心が高い項目となっており、一層の人権施策の推進が求められます。

また、高齢者の人権問題については、市民一人ひとりのその人らしい生き方、住み慣れた地域で暮らし続けることをいかに保持していくかという広い観点からの取り組みが必要と考えられます。

*10=高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

図II-3 高齢者的人権について特に問題があると思うもの(複数回答)



【今後の取り組み】

①高齢者の尊厳を保持する啓発の推進

高齢者的人権について市民の認識と理解を深めるとともに、とりわけ認知症高齢者をはじめとする、判断力の低下している高齢者の権利擁護について、市民が自らの問題としてとらえ、支え合いながら地域における生活の継続に取り組んでいく共生社会の理念の浸透を図ります。

②共に生きる社会を目指す福祉教育の推進

学校などにおいて、高齢者との出会いや交流の機会、また、道徳の時間における福祉読本の活用、総合的な学習の時間などにおける福祉体験活動やボランティア体験活動、「トライやる・ウィーク」での実体験を通して、共に生きる社会を目指す福祉教育を推進します。

③高齢者の権利擁護の推進

関係機関の連携により悪徳商法や詐欺による被害の防止など高齢者の権利擁護に関わる相談・支援を推進するとともに、成年後見制度（※）についての周知・啓発を行い、同制度の利用の促進を図ります。高齢者虐待については、「高齢者虐待防止法」及び市の高齢者虐待防止マニュアルに沿って、その早期発見に努め、適切かつ迅速な対応を行います。また、地域包括支援センターを中心とした高齢者虐待防止ネットワークの体制の強化を図り

ます。

④高齢者の社会参加、生きがいづくり、就労のための支援

ボランティア活動団体や自治会、老人クラブなど、さまざまな地域活動への高齢者の参加を促進するため、呼びかけや情報提供に努めるとともに、地域における人材の発掘、活用を支援します。また、働く意欲や能力を持った高齢者については、シルバー人材センターへの登録促進やコミュニティ・ビジネス〈※〉に対する情報提供など、高齢者の就労の多様な機会の提供を支援します。

⑤福祉のまちづくりの推進

福祉のまちづくりは、高齢者はもちろん、すべての人が住みやすいまちづくりに視点を置いたユニバーサルデザイン〈※〉によるまちづくりとして取り組む必要があります。道路や建物、公共交通機関、公園整備などのユニバーサルデザイン化を推進するとともに、その理念の普及・啓発に努めます。

⑥相談体制の充実と周知

高齢者の権利擁護をはじめ、介護、福祉サービス、健康維持など暮らしに関わる相談窓口としての地域包括支援センターの周知に努めるとともに、成年後見制度の手続きなど、権利擁護の手続きがスムーズに行われるよう相談体制の充実を図ります。

(4) 障がい者

【現状と課題】

国連では、昭和 50（1975）年、障害者の権利宣言を採択し、昭和 56（1981）年には「完全参加と平等」をテーマとした国際障害者年を決議しました。翌年には障害者に関する世界行動計画を採択し、さらに、昭和 58（1983）年から平成 4（1992）年までを障害者の 10 年と定め、障がい者の人権施策の推進を提唱しました。

平成 5（1993）年には障害者の機会均等化に関する基準規則を決議し、社会の仕組み、諸々の社会的環境をすべての人、特に障がい者に利用できるよう環境を整える責任は、国及び地方公共団体にあると明言しています。さらに、平成 18（2006）年には障がい者の差別を禁じた、障害者の権利に関する条約が採択されました（平成 20（2008）年、発効）。

国においても、こうした国際的な動向に影響を受けながら、昭和 57（1982）年、障害者対策に関する長期計画を策定し、平成 5（1993）年にこれを改め、新長期計画を策定しました。現在、平成 15（2003）年度から平成 24（2012）年度までを計画期間とする新障害者基本計画に基づき、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現を目指した取り組みが行われています。

平成 16（2004）年に改正された障害者基本法においては、基本理念に障がいを理由とする差別の禁止を明示するとともに、都道府県・市町村における障害者計画の義務化などが規定されました。平成 18（2006）年 10 月に全面施行された障害者自立支援法は、障がい者の地域生活や就労を進め、自立した地域生活ができる社会の実現を目指しましたが、現

在これに代わる新制度の設計が進められています。また、障害者の権利に関する条約を批准するための国内法整備についても議論されています。

なお、従来の身体・知的・精神の3障害の枠組みではとらえ切れなかった発達障がい者への支援を行うため、発達障害者支援法が平成17（2005）年に施行されました。また、障がい者などのさまざまな物理的障壁の除去を進めるための法的整備については、平成18（2006）年、「ハートビル法(*11)」と「交通バリアフリー法(*12)」を統合した、「バリアフリー新法(*13)」が制定されました。

県においては、平成22（2010）年度から「ひょうご障害者福祉プラン」に基づき、障害の有無や年齢・性別などにかかわらず、誰もが安心して暮らし、元気に活動できるユニバーサル社会の実現に向けて、さまざまな施策を推進しています。

本市においては、平成10（1998）年に策定した伊丹市障害者計画を見直し、平成18（2006）年に第2次伊丹市障害者計画を策定しました。さらに、同計画の実施計画として、平成21（2009）年度から3年間を計画期間とした第2期伊丹市障害福祉計画を策定し、障がい者が地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、身近な相談支援システムの体制整備や地域生活への移行支援システムの構築、障がい者の就労支援を重点に施策を進めています。

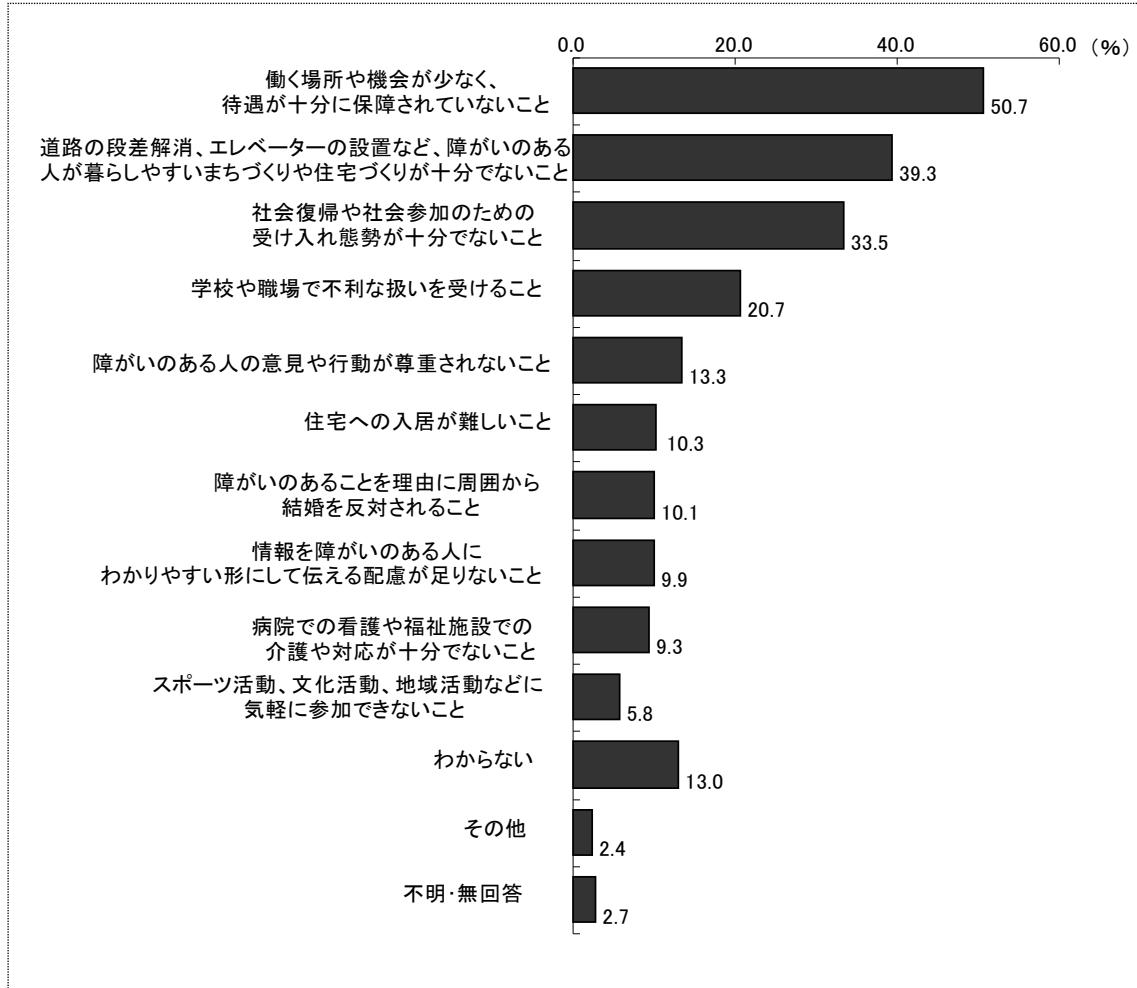
障がい者が地域の中で暮らしていく上では、いまだ物理的または心理的にさまざまな障壁が存在し、その自立と社会参加が阻まれている状況があります。さらに、障がい者に対する虐待や暴行、財産の侵害などの人権問題が生じています。

本市の人権に関する市民意識調査では、障がい者の人権問題について、「働く場所や機会が少なく、待遇が十分に保障されていないこと」という雇用の面や「社会復帰や社会参加のための受け入れ態勢が十分でないこと」という地域における理解の面での問題の関心割合が高くなっています。また、「道路の段差解消、エレベーターの設置など、障がいのある人が暮らしやすいまちづくりや住宅づくりが十分でないこと」というバリアフリー〈※〉整備に関する面についても関心の割合が高くなっています（29頁・図II-4）。

障がい者的人権については、ノーマライゼーション〈※〉やユニバーサルデザインといった理念に対する理解の促進とともに、地域において自立と社会参加を促す教育・啓発が必要です。

*11=高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律、*12=高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律、*13=高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

図II-4 障がい者的人権について特に問題があると思うもの(複数回答)



【今後の取り組み】

①自立と社会参加の促進を目指す啓発等の推進

障がい者の自立と社会参加を促進し、ノーマライゼーションの理念を社会に定着させるため、市民の力を生かした啓発活動を推進します。

障害者福祉センター（アイ愛センター）や関係団体などによる各種啓発やスポーツ、文化などの交流活動を通じて、障がい者の社会参加を促すとともに、障がい者に対する市民一人ひとりの理解と認識を広め、偏見や差別意識の解消を図ります。また、ボランティア活動を一層活発にするため、情報の提供や人材の育成などの支援に努めます。

②障がい者の権利擁護の推進

障がい者が地域で安心して生活ができるよう、障がい者が利用しやすい相談支援体制の充実を図るほか、判断能力が十分でない人の権利擁護のため、成年後見制度などの利用支援を推進します。また、雇用差別や財産侵害、虐待などの人権侵害に対しては、関係機関の連携のもと、適切な解決を図るとともに、障がい者的人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を行います。

③雇用等自立支援への取り組み

障がい者が社会の一員として、自立した生活を送ることができるよう、障がい者の雇用・就労問題に対する市民の理解を促進する啓発活動や福祉・教育・雇用関係機関からなる伊丹市障害者支援ネットワークを活用した、障がい者の雇用・就労支援を推進します。

④福祉のまちづくりの推進

福祉のまちづくりは、障がい者はもちろん、すべての人が住みやすいまちづくりに視点を置いたユニバーサルデザインによるまちづくりとして取り組む必要があります。道路や建物、公共交通機関、公園整備などのユニバーサルデザイン化を推進するとともに、その理念の普及・啓発に努めます。

⑤相談体制の充実と周知

地域生活支援センターを中心に、障がい者、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護などのために必要な支援を行います。また、相談支援窓口のネットワーク化を図るとともに、情報の共有化を図ります。

(5) 同和問題

【現状と課題】

昭和 40 (1965) 年の同和対策審議会答申では、「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」と定義され、さらに、答申前文では「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と明示しました。そして、昭和 44 (1969) 年には、同和対策事業特別措置法が施行され、以後、33 年間にわたって特別措置法によりさまざまな施策が講じられてきました。

県においても、同和問題の解決に向けた取り組みを戦後早くから重要課題と位置付け、生活環境などの基盤整備を進めるとともに、昭和 46 (1971) 年からは「差別を無くそう県民運動」を実施するなど、人権意識の高揚を図る教育・啓発に努めてきました。

本市においては、昭和 48 (1973) 年及び昭和 50 (1975) 年の伊丹市同和対策審議会答申を受けて以降、同和地区内の施設、道路、住宅などのハード面における環境整備や地区住民の自立を支援するためのソフト事業が急ピッチで進みました。それ以前にも、昭和 26 (1951) 年に眼科診療所、昭和 38 (1963) 年には共同浴場を開設し、昭和 44 (1969) 年に中曾根団地、昭和 46 (1971) 年には緑団地を建設し、一定の整備を図りました。昭和 47 (1972) 年に市の組織に同和対策室を設置してからさらに事業が本格化し、昭和 49 (1974) 年にはひかり保育園、共同会館・解放児童館（現・人権啓発センター）を開設し、昭和 50 (1975) 年には堀池団地の入居が始まりました。

この間、昭和 45（1970）年には、市民組織である伊丹市同和教育協議会（現・伊丹市人権・同和教育研究協議会）が結成され、今日に至るまで市と連携した積極的な取り組みを推進してきました。昭和 47（1972）年には伊丹市同和教育基本方針を策定しました。昭和 50 年（1975 年）には、「同和問題の解決を本市の最重点施策とし、市民ぐるみで部落差別の解消に努める」ことを内容とする、差別を許さない都市宣言を制定しました。

こうしたさまざまな取り組みの結果、同和地区における物的な基盤整備は着実な成果を上げ、ハード面における格差は大きく改善されるとともに、差別意識解消に向けた教育・啓発活動も推進してきました。

平成 14（2002）年 3 月末には、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が失効し、一般対策へ移行しました。

差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進については、平成 8（1996）年、国の地域改善対策協議会の意見具申「同和問題の早期解決に向けた今後の対策の基本的な在り方について」において、「これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価をふまえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべき」としています。

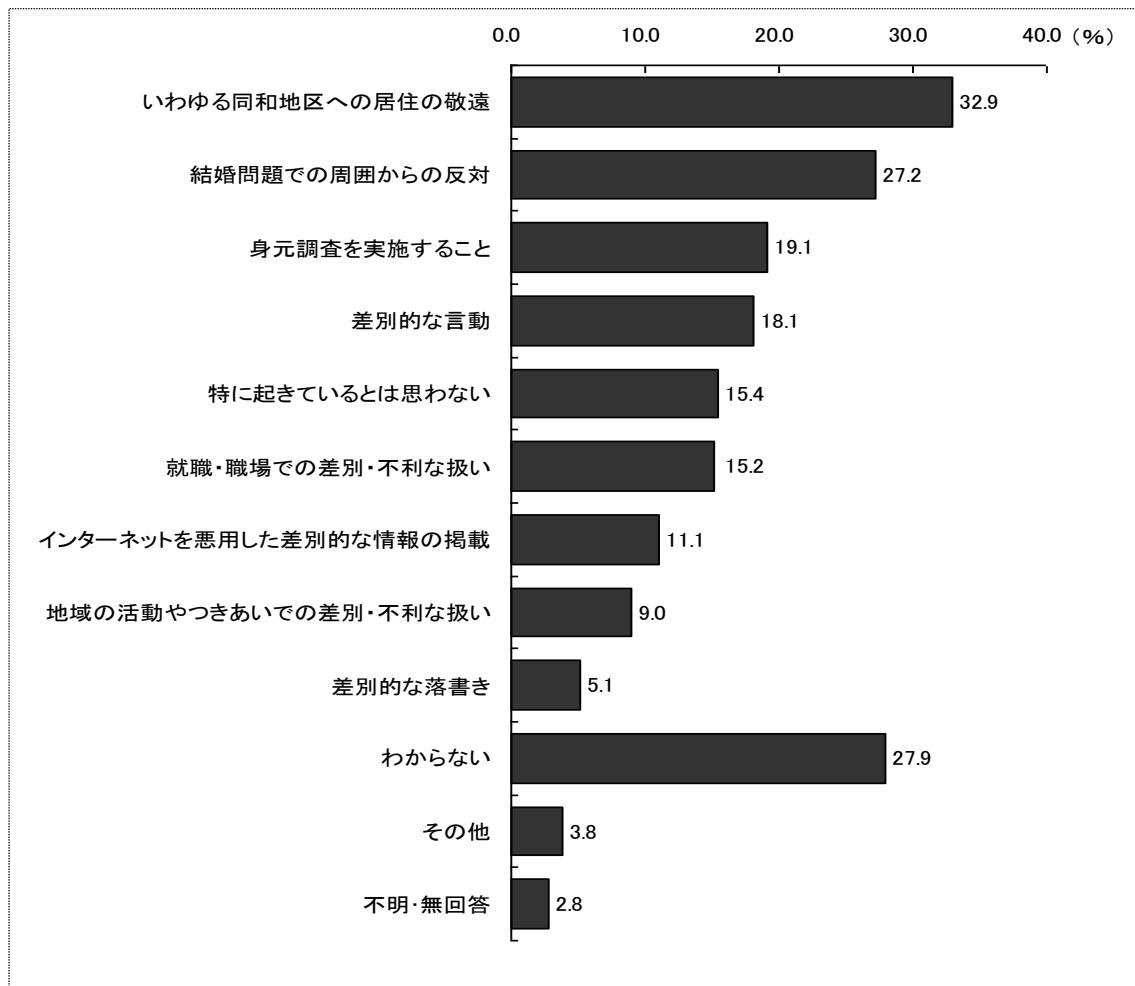
平成 16（2004）年の伊丹市同和対策審議会の意見具申では、差別意識の解消と人権意識の高揚、それに向けた体制づくりが最重要課題であると提言し、「人権教育のための国連 10 年」伊丹市行動計画においても、差別意識の払拭や交流機会の拡充など教育・啓発活動を進めてきました。

しかしながら、現在でも身元調査に絡んだ戸籍などの不正取得事件やマンション建設に伴う土地差別調査など、結婚や就職、居住などにおける差別事象がみられるほか、インターネット上で差別を助長する書き込みがされるなど、決して解決したといえる状況ではありません。今後とも、差別意識の解消のため、教育・啓発活動を中心とした施策の推進が求められています。

本市の人権に関する市民意識調査によると、同和問題に関することで、現在、起きていると思う人権問題について、「いわゆる同和地区への居住の敬遠」、「結婚問題での周囲からの反対」が上位にある一方、「わからない」とする回答が約 3 割を占めており、同和問題を自分のこととして受け止め正しく理解する意識啓発が求められます（32 頁・図 II-5）。また、同和問題が生じる原因については、「社会全体に残る差別意識」（39.1%）や「家族、親類から教えられた偏見・差別意識」（35.4%）などが高い割合となっており、これらを解消し、正しい理解を得るための教育・啓発が必要です。

その際、同和問題固有の歴史的経緯を十分に認識しつつ、学習教材や研修・啓発手法などに創意工夫を凝らし、市民の自主的・主体的な学習に結びつくよう、市民の力を生かしながらさまざまな機会をとらえた教育・啓発に取り組むことが大切です。

図 II-5 同和問題に関することで、現在、どのような人権問題が起きていると思うか(複数回答)



【今後の取り組み】

①人権を尊重する教育の推進

幼児・児童・生徒に対して同和問題に対する正しい認識を養うとともに、人権という普遍的な価値に立脚した、すべての人の基本的人権を尊重していく教育活動を推進します。

②差別意識の解消に向けた啓発の推進

広く社会一般において、同和問題への関わりを避ける意識や結婚問題などに差別意識は今なお根強く存在しています。同和問題に対する偏見や差別意識を解消し、人権尊重思想の普及高揚を図るため、市民の力を生かした啓発活動を推進します。

③交流・協働の促進

いわゆる同和地区に対する偏見や差別意識を解消するため、内外の住民の交流や協働を促進するための取り組みを支援します。

④事業者等の啓発活動の推進

同和問題に対する正しい理解と認識を深め、差別のない明るい職場づくりを進めため、事業者への啓発を進めるとともに、職場研修などの事業者の主体的な取り組みを支援します。

⑤人権啓発センターにおける活動の推進

社会福祉法に基づく隣保館である人権啓発センターにおいては、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる地域に密着したコミュニティセンターとしての役割が期待されています。各種相談事業や人権問題解決のための事業、交流事業などを積極的に行い、市民の力を活用した啓発活動を推進します。

⑥相談体制の充実と周知等

人権擁護委員による人権相談などに積極的に取り組むとともに、法務局など関係機関と密接な連携・協力を図り、人権相談体制の充実と窓口の周知に努めます。

インターネットの掲示板での差別的な書き込みなどに対しては、法務局など関係機関と連携しながら、削除要請やモニタリング〈※〉活動など適切な対応に努めます。

(6) 外国人

【現状と課題】

国連においては、昭和 23（1948）年の世界人権宣言の採択以降、難民の地位に関する条約、「人種差別撤廃条約」、国際人権規約などが採択され、国際的な人権基準が形成されてきました。

国においては、内外外国人平等待遇を原則とする国際人権規約や難民の地位に関する条約の批准に伴い、国民年金法・児童手当法などの国籍条項が廃止されました。また、平成 18（2006）年、日本国内に居住する外国人住民の支援施策について、多文化共生推進プログラムとして取りまとめた提言を行いました。

県では、平成 6（1994）年、地域国際化推進基本指針を策定し、外国人の人権の尊重を基本にすえた諸施策を実施するとともに、平成 12（2000）年、外国人児童生徒にかかる教育指針を策定し、外国人児童・生徒の人権を尊重した教育の徹底を図ってきました。

本市では平成 6（1994）年に伊丹市在日外国人教育基本方針、平成 8（1996）年には伊丹市「内なる国際化」推進基本指針を策定するなど、早くから民族的偏見や差別意識の解消に向けた学校教育での実践や市民啓発・交流事業を推進してきました。あわせて、中国帰国者などへの日本語教室の実施や英語・中国語・ハングルを併記した案内板の設置、多言語による「生活ガイドブック」「洪水ハザードマップ」「ごみと資源物の分け方・出し方」の作成と配布などの施策・事業を進めてきました。また、「伊丹マダン」など多文化共生〈※〉のまちづくりに向けた、市民主体の交流活動を行ってきました。

国際化の進展を反映して、日本に暮らす外国人は増えています。法務省入国管理局の統計によると、平成 20（2008）年末現在における外国人登録者数は 2,217,426 人で過去最高となり、前年末との比較では 64,453 人（3.0%）の増加、平成 10 年末との比較では 705,310 人（46.6%）の増加となりました。国籍（出身地）別外国人登録者数は、中国籍が 655,377 人（全体の 29.6%）、次いで韓国・朝鮮籍 589,239 人（同 26.6%）、ブラジル籍 312,582 人（同 14.1%）となっています。

本市の外国人登録者数は、平成 22（2010）年 6 月末現在で 38 カ国、3,368 人で、最も多いのは韓国・朝鮮籍 2,283 人（全体の 67.8%）、次いで中国籍 578 人（同 17.2%）、ブラジル籍 124 人（同 3.7%）、インド籍 88 人（同 2.6%）、フィリピン籍 84 人（同 2.5%）、ベトナム籍 51 人（同 1.5%）などとなっています。10 年前と比べると、韓国・朝鮮籍市民が約 2 割減少する一方、中国、ブラジル、インド、ベトナム籍などが増加しています。

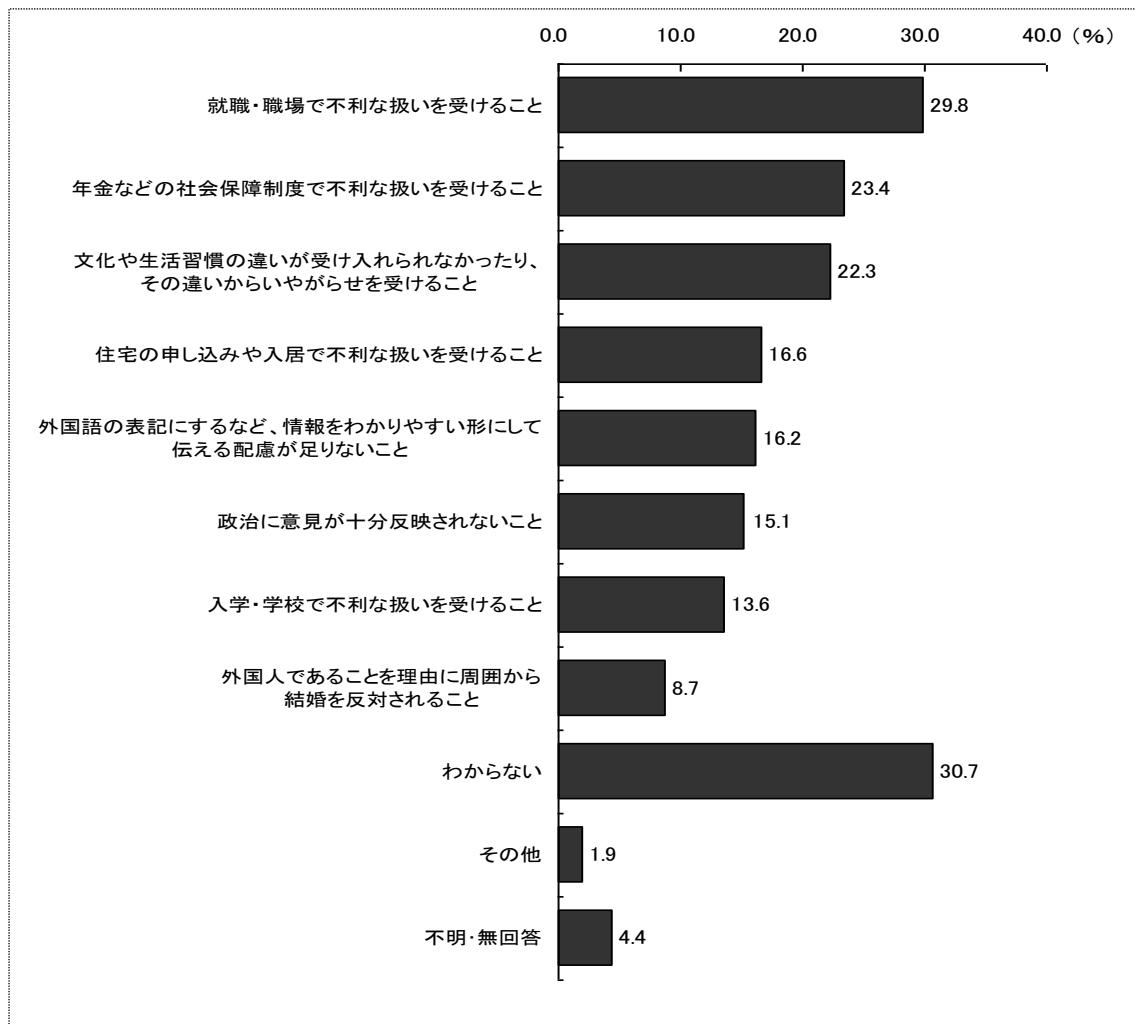
本市において韓国・朝鮮籍市民の割合が高いのは、大阪第二飛行場（現大阪国際空港）の建設工事に多くの朝鮮人労働者が従事していたという歴史的な経緯などによるものです。そして、韓国・朝鮮籍市民をはじめ外国人市民の多くが、今なお残る民族的偏見や差別意識から、本名（民族名）ではなく、通名（日本名）を名乗らざるを得ない状況にあります。

外国人市民の人権をめぐっては、今なお民族的な偏見が存在するほか、外国人市民に対する就労差別や入居差別などの人権問題が発生しています。言葉や習慣、文化や宗教などの違いから外国人市民が日常生活で孤立したり、近隣住民とのトラブルになったりすることも少なくありません。

本市の人権に関する市民意識調査によると、外国人市民の人権問題については、「わからない」とする回答が最も多くなっていますが、「就職・職場での不利な扱いを受けること」、「年金などの社会保障制度で不利な扱いを受けること」、「文化や生活習慣の違いが受け入れられなかつたり、その違いからいやがらせを受けること」についても高い割合となっています<35 頁・図 II-6>。

今後、経済のグローバル化や少子高齢化・人口減少社会の進展に伴い、外国人市民はさらに増加することが予想されています。地域に暮らす外国人市民に対する人権が尊重され、互いの文化や生活習慣の違いを認め合い、外国人市民が地域の構成員として共に生きることができる多文化共生のまちづくりに向け、市民の力を生かした積極的な取り組みが必要です。

図 II-6 外国人の人権について特に問題があると思うもの(複数回答)



【今後の取り組み】

①国際化にふさわしい人権意識の育成を目指す啓発の推進

外国人市民に対する民族的偏見や差別意識の解消を図るため、その文化や歴史についての正しい認識を醸成するとともに、異なる文化、宗教、生活習慣に対して、違いを認め合う態度を持ち、また外国人市民が抱える課題への理解を深めるなど、国際化時代にふさわしい人権意識を育むための啓発活動を推進します。

②多文化共生教育の推進及び外国人児童・生徒への支援

学校教育においては、アジアの国々をはじめ、異なる生活や文化、歴史に敬意を払い、さまざまな国や地域の人々と共生する心や態度を育成します。在日外国人児童・生徒が、自らの民族に誇りを持ち生活ができるよう、国籍や民族の違いを理解・尊重しあえる学校・学級づくりを進めます。また、日本語の理解が不十分な外国人児童・生徒に対しては、日本での生活や学校園において適応できるよう学校園を支援します。

公民館など社会教育や生涯学習の場においても、外国人市民と共に生きる地域社会の実現に向けた市民の主体的な学習活動を支援します。

③出会いと交流の場づくり

外国人市民と日本人市民との相互理解を進めるため、市民が主体となった出会いと交流活動を進めます。また、国際友好・姉妹都市である中国・佛山市やベルギー・ハッセルト市との交流を通して、市民の国際感覚の涵養を図り、異なる文化や外国人市民の人権に対する意識の高揚を図ります。

④就労・住宅問題への取り組み

外国人市民が日本国内での生活基盤を確立する上で、就労と住宅の確保は重要な問題です。外国人市民の就労の機会を確保するため、公正な採用や職場での不利な扱いを受けないことなどについて、事業者への啓発に努めます。また、外国人市民に対する入居差別の解消に向けて、市民や関係業界団体などへの啓発に努めます。

⑤市政への参画の推進

共に生きる地域社会の実現をめざすため、外国人市民の審議会委員への登用など外国人市民の市政への参画を進めます。

⑥相談体制等の充実、日本語学習及び多言語情報提供の推進

多言語による周知や通訳の配置など外国人市民が利用しやすい相談体制の充実と窓口の周知に努めます。また、日本語が十分理解できない外国人市民に、日本語学習の機会を提供するとともに、多様な言語、多様なメディアによる情報提供に努め、外国人市民が地域の一員として暮らしやすい環境づくりを支援します。

(7) H I V感染者・ハンセン病患者等

【現状と課題】

H I V感染症は、感染経路が限られる上、感染力も弱く、正しい知識に基づき日常生活を送る限りいたずらに感染を恐れる必要はありません。しかしながら、日常生活、職場、医療現場など社会生活のさまざまな場面で、患者や感染者が差別やプライバシーの侵害などを受けるという人権問題が発生しています。医学の進歩などによって発症を遅らせたり、症状を緩和するなど長期にわたりコントロールすることが可能になっており、患者や感染者との共生について理解を深めることが大切です。

ハンセン病については、感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合でも治療法が確立しており、また遺伝的な病気でもありません。しかし、患者に対しては古くから施設入所を強制する隔離政策が行われてきました。平成 8（1996）年、らい予防法が廃止され、強制隔離政策は終結しましたが、患者や元患者は長期の隔離により家族・親族との関係を絶たれ、また自身の高齢化により施設に残らざるを得ないなど、社会復帰がまだ困難な状況にあります。

平成 10（1998）年に制定された感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律では、その前文において「過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓と

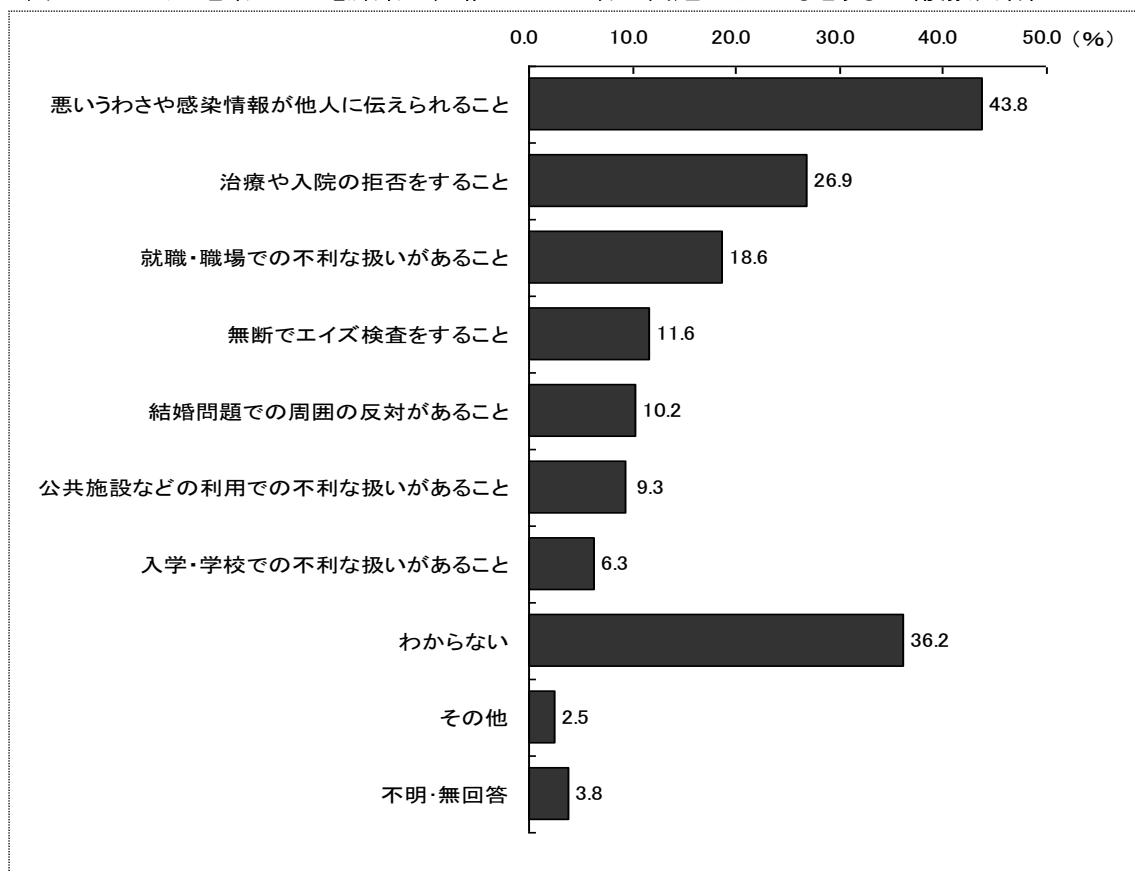
して今後に生かすことが必要である」と述べ、患者の人権の尊重が盛り込まれました。

HIV感染者やハンセン病患者などについては、正しい知識や理解の不足から、依然として偏見や差別意識がみられ、患者や元患者、感染者、家族などへの人権問題が生じています。

本市の人権に関する市民意識調査では、エイズ患者・HIV感染者の人権問題については、「悪いうわさや感染情報が他人に伝えられること」が最も高くなっている一方、「わからない」とする人も多数に上ります(図II-7)。感染者や患者などの人権を大切にしながら、共に生きる社会をつくるために、病気に対する知識の普及とともに、患者、感染者などへの理解を深めるための教育・啓発が必要です。

さらに、新型インフルエンザなど、今後、新しい感染症の発生に伴い、患者や家族などを社会から排除する動きが広がる恐れもあります。治療や予防といった医学的な対応が不可欠なことはいうまでもありませんが、正しい医学的知識に基づき偏見や差別意識の解消を図るなど人権に対する配慮も必要です。

図II-7 エイズ患者・HIV感染者の人権について特に問題があるとも思うもの(複数回答)



【今後の取り組み】

①HIV感染者・ハンセン病患者等への理解を深める啓発活動の推進

啓発資料の配布、広報活動や講演会など、保健所や医師会とも連携しながら家庭、地域

において、HIV感染症やハンセン病に対する正しい知識の普及を図るとともに、さまざまな機会を通じて啓発活動に取り組むことにより、感染者や患者などに対する偏見や差別意識の解消に努めます。

②学校等における健康教育の推進

幼児・児童・生徒や保護者に対して、HIV感染症や新型インフルエンザなどの感染症に対する正しい知識や理解を深め、偏見や差別意識を払拭し、人権尊重の精神を育てる教育を推進します。特に、若年層にHIV感染者が増える傾向にあることから、保健指導や性教育の充実を図るための教材などの資料作成や教職員研修に努めます。

(8) 高度情報化社会の進展に伴う人権問題

【現状と課題】

情報処理・通信技術の急速な発展などによる高度情報化社会の進展に伴い、個人情報が大量に、そして広範囲にわたって収集・蓄積されたり、利用されたりしています。情報化社会は私たちの生活に便利さや豊かさをもたらした一方で、個人情報の内容に誤りがあつたり、情報が本人の知らないところで収集・提供されたりといった、プライバシーなどの個人の権利や利益を侵害する恐れを生じさせています。

個人情報の保護に関する関心が高まる中、プライバシーの権利については、私的なことについてみだりに他人に知られたくないという消極的な権利から、行政や企業などが保有する個人情報の開示を求めたり、訂正や修正を求めたり、自己の情報をコントロールする積極的・能動的なものに広がりをみせています。

平成15（2003）年、国は個人情報の保護に関する法律を制定し、事業者は個人情報についての利用目的の特定、適正な取得、安全管理、第三者提供の制限などの義務が課せられました。また、県は、平成8（1996）年に個人情報の保護に関する条例を制定しています。

本市では情報化社会の進展に対し、個人の権利や利益の侵害を未然に防止するため、平成17（2005）年、個人情報の取り扱いのルールを定めるとともに、伊丹市個人情報保護条例を施行し、市が保有する個人情報の取り扱いの適正化に努めてきました。

一方、インターネットの急速な普及に伴い、ネット上の掲示板やホームページに個人を誹謗中傷する表現や差別を助長する内容の表現を掲載したり、個人情報が流出したりといった人権に関わる問題が頻発しています。

平成14（2002）年、「プロバイダ責任制限法(*14)」が施行され、特定個人の権利が侵害されたことが明白な場合には、プロバイダ〈※〉に対し発信者情報の開示請求ができるようになりました。また、平成22（2010）年、最高裁判所は、個人が行うインターネット上の自由な表現行為であったとしても、他の表現手段を利用した場合と同様の基準で名誉棄損罪が成立するとの判断を示しました。

本市においては、「伊丹市ネットいじめ対応マニュアル」を作成し、児童・生徒や保護者に配布するなど、情報モラルの教育・啓発に努めています。

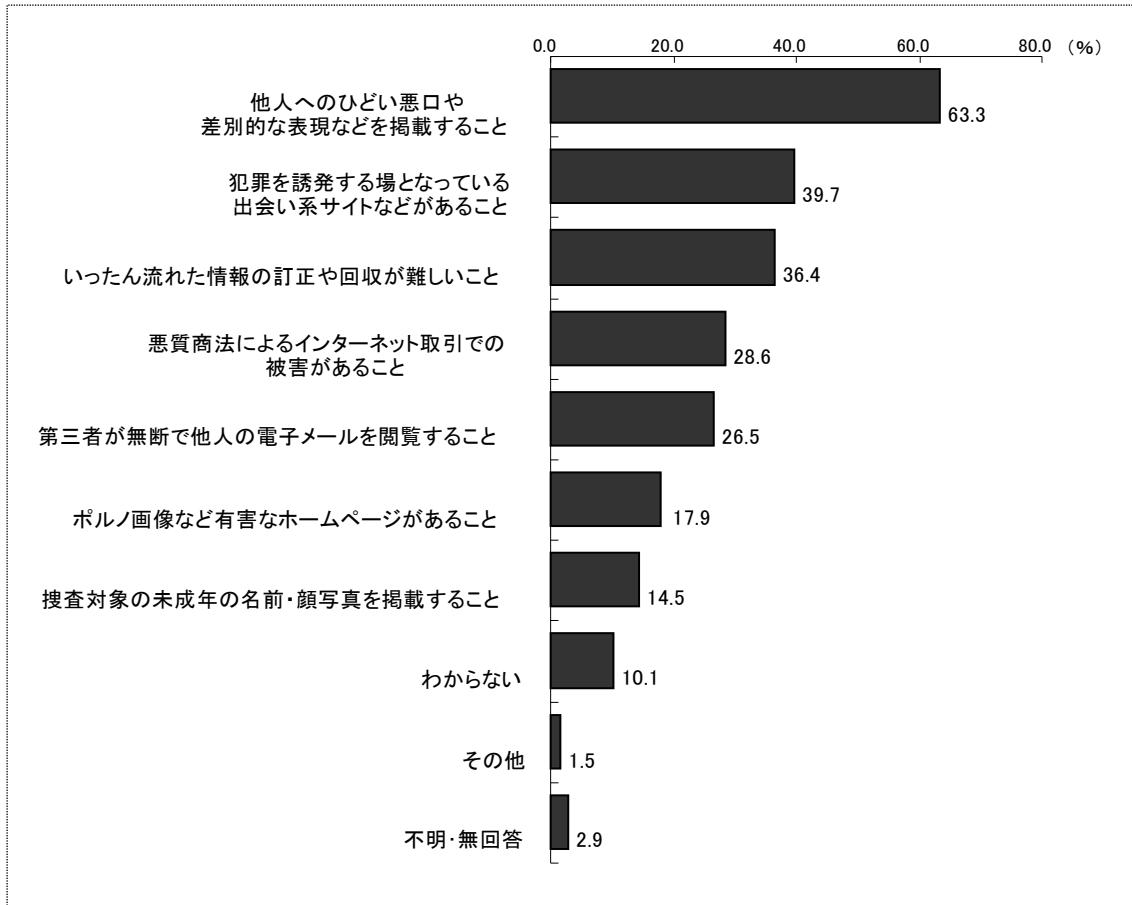
しかしながら、インターネット上の書き込みは、不特定多数の利用者に向けた情報発信であることや発信者の匿名性、また、いったん流出した情報の訂正・回収が難しいなどといった特性から、根本的な対処、解決法はいまだ見出せない状況となっています。さらに、今後の技術の発展や地図検索など新たなサービスの開始により、これまで想定されなかつた新たな人権問題が発生する恐れがあります。

本市の人権に関する市民意識調査においては、インターネットを悪用した人権侵害として、「他人へのひどい悪口や差別的な表現などを掲載すること」が高くなっています。書き込みなどに対するモラルの向上が求められています。また、「犯罪を誘発する場となっている出会い系サイト〈※〉などがあること」、「悪質商法によるインターネット取引での被害があること」があがっており、インターネットを利用した犯罪について懸念していることがうかがえます<図II-8>。

憲法に規定する表現の自由については、最大限の尊重を必要としますが、他人の人権を侵害する悪質な情報の掲載が許されるものではありません。情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて正しい理解が得られるための教育・啓発を推進し、情報社会にふさわしい正しい人権感覚を持つことが問われています。

* 14=特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

図II-8 インターネットを悪用した人権侵害のうち特に問題があると思うもの(複数回答)



【今後の取り組み】

①プライバシーや名誉に関する正しい理解等の促進

プライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進するとともに、市民一人ひとりがさまざまな情報を主体的に収集・選択し、発信できる能力（メディア・リテラシー）を養うための教育・啓発を推進します。

②学校等における情報モラルの育成

パソコンや携帯電話（ケータイ）のネット接続機能を悪用した「ネットいじめ」を含め、ネットワーク上での人権侵害、有害なサイト・情報の氾濫など、情報化の進展が社会にもたらす影響、情報の収集・発信における個人の責任について、児童・生徒が学習する機会を設け、情報モラル、情報安全教育の充実を図ります。

③インターネット上の人権侵害事象への適切な対応

法務局や警察など関係機関との連携を深めながら、プライバシーの侵害や差別を助長する表現などインターネット上の人権侵害事象については、削除要請やモニタリング活動など適切な対応に努めます。

(9) アイヌの人々

アイヌの人々は北海道を中心に先住している民族であり、現在においても固有の言語、儀式、祭事や多くの伝承文学（ユーカラ）などの独自の文化を有しています。しかし、近代以降のいわゆる同化政策により、今日ではその十分な保存・伝承が図られているとは言いがたい状況にあります。

平成9（1997）年、「アイヌ文化振興法(*15)」が制定されました。また、平成20（2008）年にはアイヌ民族を先住民族とすることを求める決議が衆参両議院で採択されました。

こうした趣旨をふまえつつ、さまざまな民族が共生し、多様な文化が存在することで豊かな社会が築かれるという認識のもと、アイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及びその現状に関する認識と理解を深めていくため、関係機関と連携した教育・啓発活動に努めます。

*15=アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律

(10) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対しては、本人に真摯な更生の意欲がある場合であっても、就職に際しての差別や住居の確保の困難など、社会復帰を目指す人たちにとって現実は極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人が、社会の一員として平穏な生活を営むことができるようになるためには、本人の強い更生意欲や努力とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が必要です。その人のプライバシーを保護し、社会から排除しないという考え方

から、伊丹市保護司会や家庭、地域などとの連携・協力を図り、刑を終えて出所した人やその家族などに対する偏見や差別意識を解消するため啓発活動に努めるとともに、人権相談などを通じ適切な対応を図ります。

(11) 犯罪被害者等

犯罪の被害者やその家族または遺族については、犯罪による直接的な被害だけでなく、その後の問題として働き手を失うことや長期療養の費用負担により経済的に困窮することが少なくありません。さらに、興味本位のうわさや心ない中傷により名誉が毀損されたり、私生活の平穏が侵害されたりすることがあります。また、犯罪被害者などはその置かれた状況や負担の重さから、自ら被害を訴えることが困難であり、泣き寝入りせざるを得ない場合が多くあります。

平成 16（2004）年、犯罪被害者などは個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを基本理念とする犯罪被害者等基本法が制定されました。同法の趣旨に基づき、犯罪被害者などが置かれている状況、犯罪被害者などの名誉や生活の平穏への配慮の重要性についての理解を深めるよう啓発活動に努めるとともに、人権相談などを通じ関係機関と連携しながら適切な対応を図ります。

(12) 北朝鮮拉致被害者に関する問題

北朝鮮による日本国民の拉致問題をはじめとする人権侵害問題については、国連で「深刻な懸念」を表明する決議が採択されるなど、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。

拉致問題その他北朝鮮による人権侵害問題については、国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、及びその抑止を図ることを目的として、平成 18（2006）年、「北朝鮮人権法(*16)」が制定され、国及び地方公共団体の責務などが定められました。この問題についての関心と認識を深めていくため、同法の趣旨に基づき、国・県など関係機関との連携の中で啓発活動に努めます。

*16=拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律

(13) 性的少数者

性同一性障がい者や同性愛者など、性的に少数とされる人たちの性のあり様が少しづつ社会に認知されるようになりました。人間の性のあり方については、固定的に考えるのではなく、性の多様性を認め合うことを基本に、性的少数者に対する偏見や差別意識をなくしていくための教育・啓発活動を推進する必要があります。

① 性同一性障がい者

性同一性障害とは、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障をきたす状態をいいます。特に思春期の性同一性障がい者には深刻なものとなっています。

「性同一性障害者特例法(*17)」により、性別の取り扱いの変更について審判を受けることができるようになりましたが、この法律が適用されるには、一定の要件を満たす必要があり、すべての性同一性障がい者が対象ではありません。また、性別適合手術やホルモン治療などの医療費が高額であるなどさまざまな問題があり、性別を変更することは容易でないのが現状です。

性同一性障がい者は、その障害に対する周囲の理解が十分でないために偏見や差別の対象となることが多く、また、就職の際や住宅を借りようとする時、病院や役所での窓口応対など社会生活を送る上でさまざまな困難に直面しています。

性同一性障がい者に対する偏見や差別意識の解消に向けた啓発活動や職員研修などに取り組み、正しい理解の促進に努めます。また、性同一性障がい者の人権問題に対応するため、法務局など関係機関と連携しながら相談など適切な対応に努めます。

*17=性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律

② 性的指向を理由とした人権問題

性的指向とは、性的意識の対象が異性、同性または両性のいずれに向かうかを示す概念をいい、具体的には異性愛、同性愛、両性愛を指します。性的指向を理由とする差別的取り扱いについては、人権問題であるとの認識が広がっていますが、同性愛者など性的指向に関して少数派である人々への偏見は根強いのが現状です。法務局など関係機関と連携しながらこの問題についての关心と理解の促進に努めます。

(14) ホームレス

ホームレスとは、雇用状況などの社会的背景やさまざまな理由により定まった住居を持たず、公園、道路、架橋の下などで日常生活を営んでいる人々のことを言います。

ホームレスについては、働くことを希望していながら、住居、住民票がないことから就職できないことや健康面など生活上の問題点が指摘されています。また、地域住民とのあつれきやホームレスに対する嫌がらせや暴行事件などの問題も発生しています。

国においては、平成 14 (2002) 年、「ホームレス自立支援法(*18)」が制定され、翌年、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針が決定(平成 20 (2008) 年改定)されました。県も平成 16 (2004) 年、ホームレスの自立の支援等に関する実施計画を策定しました。

同計画に基づき、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、ホームレスに対する偏見や差別意識を解消するため、啓発活動に努めるとともに、相談などを通じ関係機関と連携しながら適切な解決を図ります。

*18=ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

(15) 人身取引に関する問題

性的搾取、強制労働などを目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。その被害者、特に女性と子どもに対しては、深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その損害の回復は非常に困難であるため、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められています。

国においては、平成16（2004）年、人身取引被害者の保護などを目的とする人身取引対策行動計画が策定されました。同計画の趣旨に基づき、関係機関と連携しながら人身取引が決して許されない悪質な犯罪であることなどについて啓発活動に努めます。

(16) その他の人権問題

近年、景気の低迷や雇用情勢の悪化など、社会経済情勢の変化を背景に、ひきこもりやニート〈※〉など困難を抱える若者、働く人の人権、自殺予防対策などが人権に関する今目的課題としてその解決が求められています。

平成21（2009）年、子ども・若者育成支援推進法が制定され、平成22（2010）年には国の大綱である、子ども・若者ビジョンが策定されました。本市においても国・県と連携しながら、相談体制の整備をはじめ、ひきこもりやニートなど困難を抱える若者への支援に取り組みます。

非正規雇用者の増加などに伴う格差や貧困の拡大、長時間労働などが問題となる中、働く人の人権保障の視点から啓発活動や相談などを進めます。

自殺予防対策については、平成18（2006）年、自殺対策基本法が制定され、平成19（2007）年、国の自殺総合対策大綱が決定されました。本市においても心の健康づくりや相談窓口の充実、自殺対策に関する市民の理解を深める啓発など、関係機関との連携により効果的・計画的な対策を推進します。

さらに、今後、新たに生じる人権問題についても、その解決のため人権教育・啓発などに取り組みます。

3. 人権を守る取り組み（人権相談）

人権侵害を未然に防ぐための人権教育・啓発と並んで、人権侵害を受けた人に対する相談活動も重要な課題です。人権が侵害された時、どこへ相談に行けばいいのか、どのような救済手段があるのかといった情報を通じて、人権が法や制度によって守られていることを認識することができ、人権が侵害された場合に対応することができます。

人権相談は、適切な助言を通じて、人権侵害の発生や拡大を防止し、人権侵害に関する問題の解決を促進するなど、人権侵害の有効な解決手段となります。また、より本格的な

救済手続きや他の救済制度の紹介・取り次ぎによる振り分け機能も持っています。

人権擁護に関しては、国・県の動向を注視しながら、法務局や人権擁護委員などとの連携を図りつつ相談体制の充実を図ります。

① 相談体制の充実

本市においては人権擁護委員による人権相談を実施しているほか、各分野においてさまざまな相談窓口を設置しています。しかしながら、本市の人権に関する市民意識調査によると、自分自身の人権が侵害されたときに公的機関へ相談した人は少数であり、また、プライバシーの面などで相談窓口の利用に不安を感じている人が少なくないのが現状です。

人権教育・啓発と相談は深く関わっていることに留意しつつ、誰もが容易に安心して利用できるよう、当事者の立場に立って相談窓口の整備及び一層の周知に努めます。また、本市の関係課及び国・県など関係機関との連携・協力を強化して相談窓口のネットワーク化を進めます。

② 相談担当者の資質の向上

相談窓口の担当者は、それぞれの問題解決に関する専門の知識やコーディネート能力、相談対応の技術の習得が必要です。相談対応によっては相談による二次被害が起きる可能性があり、相談担当者へは十分な研修が必要です。

相談担当者に対しては、守秘義務といった基本的なことからも含めて、相談員として必要な知識・技能とともに、親身になって相談者の気持ちをくみ取れる共感・理解の姿勢を身に付けるよう研修を進めます。さらに、女性や子育て、教育、母子・父子家庭、高齢者、障がい者、介護、労働、同和問題、外国人など、さまざまな専門分野の相談に対して人権尊重の視点に立って対応し、あわせて複合的な相談内容にも対処できるよう知識・技能の向上に努めます。

また、相談に対応していく中で、相談員が過度の負担感を味わい、業務に対する意欲を失ったり、抑うつ状態になったりすること（燃え尽き症候群）を防ぐために、相談員相互の意見交換の場や相談員自身が専門家に相談できる機会を設けるなど、充実した相談業務が行えるような環境の整備を図ります。

③ 相談内容の施策等への反映

さまざまな人権問題に対応し、人権侵害を未然に防止するため、人権相談に寄せられた事例の整理・分析を柱とする体制の構築を図り、啓発活動や相談対応に生かすとともに、人権問題に関する実情や課題を的確に把握し、今後の施策や事業に反映させるよう図ります。

III あらゆる場における人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発は、子どもから高齢者に至るまで、学校・家庭・地域・職域などあらゆる場所と機会を通じて継続して進めることが大切です。学校教育と社会教育、生涯学習との相互の連携を図りつつ、市民の力を生かしながら本市の実情に応じた人権教育・啓発を推進します。また、人権教育・啓発をより効果的に推進するために、指導方法や学習教材の開発・提供、指導者の養成・確保に努めます。

(1) 保育所(園)・幼稚園・学校

幼児期及び学校における人権教育や保育の推進は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うとともに、人権尊重の意識を醸成するための中心的役割を担うものです。

日本国憲法、教育基本法ならびに国際人権規約、「子どもの権利条約」の精神に則るとともに、学習指導要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針ならびに、伊丹市教育ビジョン、伊丹市人権教育基本方針、伊丹市男女共生教育基本方針、伊丹市在日外国人教育基本方針、伊丹市人権保育基本方針などに沿って、教育や保育活動全体を通じて、人権教育、保育を推進します。

① 保育所(園)・幼稚園

幼児期における教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要です。自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特性をふまえ、遊びを中心とした生活を通して人権尊重の精神の芽生えを育むよう教育や保育を実践する必要があります。

保育所(園)・幼稚園においては、家庭との連携を密にしながら、身近な自然や友だちとの関わりの中で命の大切さや他者の存在に気づくとともに、他者の心の痛みや感情を理解する想像力や感受性、お互いを尊重し合える心を育成します。

さらに、高齢者をはじめ地域の人々など、自分の生活に關係の深いさまざまな立場の人と触れ合う場をもち、人と関わることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができるような取り組みを推進します。

② 学校

学校教育においては、人権に関する理解と人権感覚の涵養を基盤として、自己の大切さと他者の大切さを認め合うとともに、人権に関わるさまざまな課題を解決しようとする意欲や態度・技能を育成します。

各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の目標やねらいと人権教育との関連を明確にした上で、教育活動全体を通じて児童・生徒の人権課題の解消に向けた意欲や態度

を育み、技能を習得できるよう努めます。

児童・生徒が主体的・実践的に学習に取り組めるよう、その発達段階に応じて、参加体験型学習（ワークショップ、ロールプレイ〈※〉、ディベート〈※〉、車椅子体験学習、ファイルドワーク〈※〉など）を取り入れるとともに、多様な人々との交流の機会を設けたり、ボランティア活動などの体験的な学習の推進に努めます。あわせて、開かれた学校づくりの視点に立って家庭や地域との連携・協力を図りながら、児童・生徒が安心して楽しく学ぶことができる環境づくりを推進します。

また、教職員は自らが啓発者であることを自覚し、懇談会、学級・学校通信、家庭訪問、学校行事、研究会などあらゆる機会を通して保護者や地域社会への啓発に努めます。

（2）家庭・地域・職域

すべての人の人権が尊重され、誰もが自己実現を図り、共に生きる社会をめざして、人権に関する学びを生涯学習に位置づけ、それぞれのライフステージに応じた多様な学習活動を家庭・地域・職域のあらゆる場において推進します。

① 家庭

家庭はあらゆる教育の出発点であり、生涯にわたって豊かな人権感覚を養う上での役割は極めて重要です。日常生活を通じて豊かな情操や思いやりの心、自律心を育み、基本的な社会ルールを身に付けるため、家庭の教育力向上を図る必要があります。

家庭においては、保護者の人権意識が子どもの人権感覚の形成に大きな影響をもたらすことから、親子で参加できる人権研修の実施や子育てサークルなどへの人権教育指導員の派遣、啓発ビデオや書籍の貸し出し、広報紙配布など、保護者が自ら人権意識を高めるための学習活動を支援します。

さらに、男性の家事や子育てへの積極的な参加を促し、家庭において男女が共に責任を担って協力し合うことの大切さを啓発するとともに、子育てに不安を抱える保護者などの相談体制の充実を図るなど、家庭の教育力向上を支援します。

② 地域

地域は、市民が日常の学習活動や地域活動などを通じて、さまざまな人権問題について理解を深め、その解決に向けて実践する場でもあります。また、子どもにとっても思いやりの心や自立心を育み、社会性を体験的に学ぶ場として重要な役割を担っています。

人権意識は地域における日常の付き合いの中でも形成されていくものであることから、人権擁護委員をはじめ、自治会やまちづくりのための協議会、PTA、民生委員児童委員などとの連携を図り、市民主体の活発な啓発活動を推進します。

また、人権教育指導員や人権啓発推進員など教育及び啓発リーダーの育成や実践活動の場・機会の提供、交流の促進などにより、地域の教育力を高め、市民の主体的な学習活動が活発に展開されるよう支援します。

公民館、生涯学習センター、総合教育センターなどの学習・教育施設を活用するとともに、人権啓発の拠点として位置づける人権啓発センターにおいて人権情報・視聴覚資料などの提供や講座や展示会、イベントの開催など、人権に関する市民の多様な学習活動を支援します。

③ 職域（事業者等）

近年、事業者は社会を構成する一員として、その社会的責任を果たすことが期待されており、事業所における人権尊重の取り組みや地域における社会貢献活動の重要性が増しています。

伊丹市人権・同和教育研究協議会企業部会などと連携・協力しながら、研修会の実施や人権教育指導員の派遣、啓発資料の配布・貸し出しなどを通して、事業者の主体的な取り組みを支援します。

（3）市職員等に対する研修

「基本方針」に基づく事業や施策を着実に推進し、本市のあらゆる施策を人権尊重の理念を基礎として展開するためには、実際に職務に携わる職員自身の人権問題に対する正しい理解と認識を深めることが必要です。行政職員への研修を継続して実施するとともに、教職員や医療・保健・福祉関係者など特に人権問題に関わりの深い人を対象とした人権教育・啓発を推進します。

① 行政職員

すべての職員が、人権尊重の理念を基礎として、市民の視点に立って職務が遂行できるよう、職務内容に応じた職場単位の研修や新規採用時をはじめとする職階別研修、市主催の講演会・研修会への派遣研修など、さまざまな機会を通じて人権研修を推進します。特に、今日的課題や国際的課題についての認識を深めるための研修を実施するとともに、ワークショップなど参加体験型の手法を積極的に取り入れるなど、内容・手法の充実に努めます。また、職場全体で人権問題に対する理解を深めるため、職場研修の実施やこれに対する資料・情報の提供を行います。

② 教職員等

人権教育を推進する上で最も重要なのが教職員自身の人権感覚、人権意識です。教職員には人権問題を自ら解決すべき問題としてとらえ、意欲と関心を高め、研修会などに主体的に参加する姿勢が求められます。自らの人権意識を高めるとともに、指導者として

の資質の向上を図るよう研修を推進します。その際、知識の伝達だけでなく、技能や態度を育成するため、参加体験型学習などの手法を取り入れます。

社会教育関係職員については、人権教育が生涯学習において重要な課題であることを認識し、さまざまな人権問題について理解と認識を深めるとともに、人権問題の解決に資する企画などができるよう研修の推進に努めます。

また、保育所(園)においても、保育者自身が人権感覚の高揚に努めるとともに、人権問題を自分自身の問題ととらえ、自らの意識改革を図る研修に取り組みます。

③ 医療・保健関係者、福祉関係者等

医師、看護師、保健師などの医療・保健関係者や、社会福祉施設職員、ケアマネジャー〈※〉、ケースワーカー〈※〉、ヘルパー、民生委員児童委員などの福祉関係者は、日常的に患者や要介護者、高齢者、障がい者などに接する中で人権に配慮した行動が求められています。

これら医療・保健や福祉に従事するすべての人について、人権意識をもって職務に対応できるよう研修内容の充実に努めます。

また、人権教育指導員の派遣や啓発資料の配布・貸し出しなどを通して、社会福祉法人や民間の事業所の主体的な取り組みを支援します。

IV 総合的・効果的な推進等

(1) 全庁的な推進体制

市は、本市における人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るため、市長を本部長とする伊丹市人権教育・啓発推進本部のもと、全庁的な体制で「基本方針」の推進に取り組みます。

また、人権尊重の理念を市の実施するすべての施策・事業に共通する基本理念として取り入れていきます。

女性・子ども・高齢者・障がい者・同和問題・外国人などに関する個別の人権課題については、関係課を中心とした事業の調整及び各課の密接な連携・協力に努めながら、本市における人権教育・啓発の着実かつ効果的な推進を図ります。

(2) 関係機関等との連携・協力、市民の参画と協働

人権教育・啓発を一層総合的・効果的に推進するためには、国・県など関係機関や近隣市町との連携・協力、市民の参画と協働が欠かせません。

今後とも、人権啓発活動ネットワーク協議会、法務局、伊丹人権擁護委員協議会、兵庫県人権啓発協会、また、伊丹市人権・同和教育研究協議会など関係機関や市民団体との連携・協力を強化し、情報の共有化、啓発事業の共同開催、相談窓口の開設など、啓発や研修、相談事業などの効果的な推進を図ります。

また、啓発活動の企画・運営段階において、伊丹市人権啓発推進委員をはじめ市民が主体的に参画できるよう条件整備を進めます。さらに、伊丹市人権教育・啓発推進会議をはじめさまざまな機会を通じて、人権教育・啓発に関する施策について広く意見を求め、施策や事業への反映に努めます。

(3) 人権啓発センターの取り組み

人権啓発センターは、市民の人権意識を高め、市民相互のふれあい交流を促進するとともに、健全で人権感覚豊かな子どもを育成することにより、市民参画のもと、すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指します。

そのために、ビデオなど視聴覚教材や人権関係図書資料など、人権に関する情報の収集・提供及びそれらのネットワーク化、人権に関する講座や展示会などの開催、人権擁護のための生活相談や地域福祉の推進、市民の交流の促進、子どもの健全育成及び人権意識の向上に向けた取り組みなど、さまざまな事業を通して、人権啓発の拠点施設としての機能の充実を図ります。

(4) 内容・方法の充実

人権啓発の効果を高めるために、人権に関する日常生活の問題や大きな社会問題など、具体的な事例を取り上げたり、対象者の感性に訴えるなど内容の工夫に努めます。

手法においては、講演や講義、映画上映、資料配布などの知識・情報伝達型の啓発に加え、参加体験型学習を積極的に導入し、市民がより主体的、能動的に参加し、参加者が広がるよう啓発機会の提供に努めます。人権標語や作文、人権ポスターなどの募集を通して人権問題への興味・関心を育み、市民の積極的な参加意識の向上を図ります。

また、既存の啓発資料や学習教材、指導マニュアルを有効活用するとともに、新たな課題に対応するため、資料や教材の収集、マニュアルの作成に努めます。

さらに、ケーブルテレビやコミュニティFM放送などを積極的に活用するとともに、ホームページ上で人権関係情報を提供するなど、さまざまなメディアの効果的な利用を進めます。

(5) 「基本方針」の進捗評価及び見直し

「基本方針」の進捗評価については、毎年度、「基本方針」に基づく施策・事業の内容や方法、成果、課題を伊丹市人権教育・啓発推進本部において検証し、公表するとともに、その結果を次年度の施策・事業に反映させるなど、「基本方針」のフォローアップを図ります。

また、本市の人権教育・啓発をめぐる現状や市民の意識などについて、伊丹市人権教育・啓発推進会議などを通じて把握するよう努めるとともに、国・県の動向や社会経済情勢の変化などに適切に対応するため、必要に応じて「基本方針」の見直しを行います。

資料

資料1 用語解説

【力行】

ケアマネジャー＝介護支援専門員。介護保険法に基づき、要支援または要介護と認定された人が適切かつ効果的にサービスが受けられるよう、介護サービス計画(ケアプラン)を立てたり、介護サービス提供者とサービスを受ける人や家族との連絡調整にあたったりする専門職。

ケースワーカー＝社会生活上の困難や問題を抱える人に、解決を図るための相談や援助などを行う社会福祉の専門職。

コミュニティ・ビジネス＝地域が抱える課題を、地域住民が主体となり、地域資源を生かしながらビジネス的な手法を用いて解決していくとする事業。

【サ行】

児童虐待＝親など保護者がその監護する児童（「児童虐待防止法」では18歳未満の者）について、身体・精神に危害を加えたり、適切な保護・養育を行わないことなどによって健やかな心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える行為。

情報モラル＝情報社会において適正な活動を行うための基になる考え方と態度。具体的には、適切な手続きによる情報の収集、著作権などの尊重、情報の信頼性についての意識、また、情報発信においてはプライバシーの保護、情報発信に伴う責任、セキュリティーの配慮など。

人権擁護委員＝市町村の区域で人権擁護活動を行う、法務大臣から委嘱された民間の人たち。人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、弁護士などさまざまな分野から選ばれ、平成22(2010)年4月1日現在、全国で約14,000人（平成22(2010)年10月1日現在、伊丹市では9人）が法務局・地方法務局の職員とともに、人権侵害事件の調査処理、人権相談、人権啓発活動などを実施。

ストーカー行為＝特定の人物に対する恋愛感情や好意の感情が満たされなかつたことによる怨恨の感情を充足させるために、本人やその配偶者、親族などに対し、「つきまとい」などの行為を繰り返すこと。

成年後見制度＝判断能力が不十分なため、財産管理や契約などの手続きが困難な人に対し、本人の行為の代理または行為を補助する人を選任する制度。

性別役割分担意識＝例えば「男は仕事、女は家庭」「男性は主要業務、女性は補助的業務」というように、性別を理由として役割を分担するのが当然とする固定的な意識。

セクシュアル・ハラスメント＝他の人の意に反する性的言動によって、その人を不快にしたり、肉体的・精神的な苦痛や困惑などを与えること。男女雇用機会均等法では、職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の配慮義務を規定。

【タ行】

多文化共生＝国籍や民族の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

出会い系サイト＝インターネットで、交際相手を探している男女の仲介をするウェブサイト。

ディベート＝一定のテーマについて、賛否二つのグループに分かれて行われる討論。

【ナ行】

ニート＝就業、就学、職業訓練のいずれもしていない若者のこと。

ノーマライゼーション＝障がいのある人もない人も同じ社会の一員として、普通に生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル（あたりまえ）であるという考え方。

【ハ行】

発達障害＝自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害で、その症状が通常低年齢において発現するもの。

パブリックコメント＝行政が政策や施策を決定する前に、その案などを広く一般に公表し、そこで得た意見をふまえて案を策定する制度。

バリアフリー＝高齢者や障がい者が社会生活をしていく上での障壁（バリア）となるものを除去すること。もともとは住宅や施設の段差解消など物理的な障害を取り除くという意味で用いられてきたが、現在はより広い意味で、障がい者などの社会参加を困難にするソフト面や心理面での障害の除去を含む意味でも使用。

パワー・ハラスメント＝職場で職務権限などの力（パワー）を利用して行う嫌がらせやいじめ。

ファシリテーター＝参加体験型学習やワークショップの進行役。

フィールドワーク＝野外など現地での実態に即した調査・研究。野外調査。

プロバイダ＝インターネットへの接続サービスを提供する業者。

【マ行】

モニタリング＝監視、観察すること。

【ヤ行】

ユニバーサルデザイン＝まちづくりや物作りなどにおいて、高齢者や障がい者はもちろん、最初からできるだけ多くの人に利用しやすいデザインを取り入れておくこと。

【ラ行】

ロールプレイ＝実際の場面を想定し、さまざまな役割を演じさせて、問題の解決法を会得させる学習法。

【ワ行】

ワークショップ＝教師から生徒への一方通行的な知識や技術の伝達でなく、参加者が主体となって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく、参加体験型のグループによる学習の場。

【A～Z】

D V (domestic violence) ＝ ドメスティック・バイオレンス。配偶者やパートナーからの暴力。

H I V (human immunodeficiency virus) ＝ ヒト免疫不全ウイルス。エイズウイルス。

資料2 伊丹市人権教育推進本部

本部会議

開催日	内 容
平成 21(2009)年度	
平成 22(2010)年 2月 8 日	「人権に関する市民意識調査」結果報告書について
平成 22(2010)年度	
平成 22(2010)年 6月 4 日	「基本方針」（中間案）について
8月 23 日	パブリックコメントの実施結果及び「基本方針」（最終案）について

【本部会議の構成】市長(本部長)、副市長(副本部長)、教育長(副本部長)、水道事業管理者、自動車運送事業管理者、病院事業管理者、理事、市長付参事(危機管理担当)、市長付参事(税・財政担当)、会計管理者、総合政策部長、総務部長、市民部長、健康福祉部長、こども部長、都市創造部長、都市基盤部長、教育委員会事務局管理部長、教育委員会事務局学校教育部長、教育委員会事務局生涯学習部長、市議会事務局長、消防局長

幹事会

開催日	内 容
平成 21(2009)年度	
平成 22(2010)年 1月 19 日	「人権に関する市民意識調査」結果報告書について
平成 22(2010)年度	
平成 22(2010)年 5月 27 日	「基本方針」（中間案）について
8月 9 日	パブリックコメントの実施結果及び「基本方針」（最終案）について

【幹事会の構成】市民部長(幹事長)、市民部同和・人権室長(副幹事長)、総合政策部政策室長、総務部財政室長、総務部人材育成室長、市民部まちづくり室長、健康福祉部健康生活室長、こども部こども室長、都市創造部都市整備室長、都市創造部産業振興室長、都市基盤部都市基盤室長、都市基盤部道路公園室長、教育委員会事務局学校教育部学校教育室長、市議会事務局次長、消防局次長、水道局次長、交通局次長

*伊丹市人権教育推進本部は規則改正により平成 22(2010)年 10 月 1 日、伊丹市人権教育・啓発推進本部に改組しました

資料3 伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針策定専門会議

回	開催日	内 容
平成 20(2008)年度		
第1回	平成 20(2008)年 11月 18 日	「基本方針」の骨格について
第2回	平成 21(2009)年 1月 26 日	課題別ミーティング（聴き取り）の結果及び「人権に関する市民意識調査」について
第3回	3月 24 日	課題別ミーティング（聴き取り）の結果及び「人権に関する市民意識調査」について
平成 21(2009)年度		
第4回	平成 21(2009)年 4月 30 日	「人権に関する市民意識調査」について
第5回	12月 2 日	「人権に関する市民意識調査」結果報告書について
第6回	平成 22(2010)年 2月 18 日	「基本方針」（中間案）の策定について
平成 22(2010)年度		
第7回	平成 22(2010)年 4月 28 日	「基本方針」（中間案）の策定について
第8回	8月 3 日	パブリックコメントの実施結果及び「基本方針」（最終案）について

【策定専門会議の構成】市民部同和・人権室同和・人権室長（議長）、市民部同和・人権室人権推進課長、市民部同和・人権室人権推進課事務員、市民部同和・人権室人権啓発センター所長、市民部同和・人権室人権啓発センター副主幹、市民部同和・人権室男女共同参画課長、市民部同和・人権室男女共同参画課主査、市民部同和・人権室国際・平和課長、市民部同和・人権室国際・平和課主査、こども部こども室こども企画課長、健康福祉部健康生活室高年福祉課長、健康福祉部健康生活室障害福祉課長、教育委員会事務局学校教育部学校教育室学校教育担当主幹、教育委員会事務局学校教育部学校教育室学校教育担当主査、教育委員会事務局生涯学習部社会教育課長、教育委員会事務局生涯学習部社会教育課少年愛護センター所長、教育委員会事務局人権教育室主幹、教育委員会事務局人権教育室副主幹

資料4 伊丹市人権教育・啓発推進会議

回	開催日	内 容
平成 20(2008)年度		
第1回	平成 20(2008)年 8月 8日	「人権教育のための国連 10 年」伊丹市行動計画終了後の取り組みについて
第2回	11月 26 日	「基本方針」の策定について（体系、スケジュールほか）
第3回	平成 21(2009)年 2月 18 日	「人権に関する市民意識調査」について／「基本方針」策定について（課題別ミーティング結果ほか）
平成 21(2009)年度		
第1回	平成 21(2009)年 5月 15 日	「人権に関する市民意識調査」の実施について
第2回	12月 25 日	「人権に関する市民意識調査」の結果について
第3回	平成 22(2010)年 2月 2 日	「基本方針」の策定について（基本的な考え方について ほか）
第4回	3月 29 日	「基本方針」の策定について（さまざまな人権課題への取り組みについて ほか）
平成 22(2010)年度		
第1回	平成 22(2010)年 5月 14 日	「基本方針」（中間案）について
第2回	8月 2 日	パブリックコメント実施結果及び「基本方針」（最終案）について

【伊丹市人権教育・啓発推進会議委員】

平成 19(2007)年 8月 22 日～

平成 21(2009)年 8月 21 日

役職	氏名
委員長	荻野数美
副委員長	池田千津美
委 員	石崎和美
委 員	川崎春恵
委 員	武田宣温
委 員	寺岡とも子
委 員	橋口信子
委 員	方政雄
委 員	三井美穂子

平成 21(2009)年 8月 22 日～

平成 23(2011)年 8月 21 日

役職	氏名
委員長	荻野数美
副委員長	池田千津美
委 員	石崎和美
委 員	川崎春恵
委 員	武田宣温
委 員	寺岡とも子
委 員	林やよい
委 員	方政雄
委 員	三井美穂子
委 員	都毅

(委員は五十音順)

資料5 課題別ミーティング（聴き取り）

回	実施日	対象者	課題
1	平成 20(2008)年 12月 11 日	推進会議委員(1人)	高齢者の人権問題
2	12月 16 日	推進会議委員(1人)	子どもの人権問題
3	12月 17 日	推進会議委員(1人)	人権問題全般
4	12月 17 日	推進会議委員(1人)	障がい者の人権問題
5	12月 22 日	推進会議委員ほか(2人)	同和問題
6	12月 22 日	推進会議委員(1人)	人権問題全般
7	12月 24 日	推進会議委員(1人)	人権問題全般
8	12月 25 日	推進会議委員(1人)	女性の人権問題
9	12月 25 日	推進会議委員(1人)	外国人の人権問題
10	平成 21(2009)年 3月 10 日	人権関係団体(1人)	人権問題全般
11	4月 9 日	当事者団体(1人)	障がい者の人権問題
12	7月 30 日	市職員(2人)	女性・子どもの人権問題
13	7月 30 日	当事者ほか(2人)	性的少数者の人権問題
14	8月 14 日	推進会議委員(1人)	障がい者(児)の人権問題
15	8月 21 日	推進会議委員(1人)	子どもの人権問題
16	9月 4 日	人権関係団体(1人)	同和問題、外国人の人権問題
17	平成 22(2010)年 3月 10 日	当事者グループ(10人)	障がい者(児)の人権問題
18	4月 2 日	市立施設職員(1人)	子どもの人権問題
19	4月 6 日	人権関係団体(2人)	外国人の人権問題

資料6 中間案に対するパブリックコメント

「基本方針」中間案の公表及び案に対する意見の募集期間は、平成 22 (2010) 年 6 月 23 日～7 月 22 日で、5 人の方から 10 件のご意見をいただきました。

項目	件数
全般について	3 件
さまざまな人権課題への取り組みについて（女性）	6 件
その他	1 件

資料7 日本国憲法 (抜粋)

日本国憲法

第3章 国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項については、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

資料8 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年12月6日法律第147号）

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

資料9 伊丹市人権教育・啓発推進本部の設置に関する規則

伊丹市人権教育・啓発推進本部の設置に関する規則(平成12年11月27日規則第72号)

(設置)

第1条 本市における人権教育及び人権啓発を積極的に推進することにより、人権尊重の理念の普及・定着を図り、互いの存在や尊厳をかけがえのないものとして、人権が尊重される社会を構築するため、伊丹市人権教育・啓発推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 人権教育及び人権啓発に関する施策の基本方針の策定及び推進に関すること。
- (2) 人権教育及び人権啓発に関する施策の総合調整に関すること。
- (3) その他人権教育及び人権啓発の推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職員をもって充てる。
- 5 本部長は、本部の事務を統括する。
- 6 副本部長は、本部長を補佐するとともに、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、本部長があらかじめ指名する副本部長が、その職務を代理する。

(本部会議)

第4条 本部長は、本部の所掌に係る基本的事項の審議を行うため、その他必要があると認めるときは、本部会議を招集する。

- 2 本部会議は、本部長が主宰する。

(意見の聴取等)

第5条 本部長は、必要があると認めるときは、本部の構成員以外の者を本部会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第6条 本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、本部の所掌事項に関する具体的検討を行う。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長は、市民部長をもって充て、副幹事長は市民部同和・人権室長をもって充てる。
- 5 幹事は、別表第2に掲げる職員をもって充てる。
- 6 幹事長は、必要に応じて幹事会の会議を招集し、主宰する。
- 7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第7条 本部長は、幹事会の事務をより効率的に進めるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、部会長及び専門委員をもって組織する。
- 3 専門部会は、本部の定める検討課題についての問題点の整理及び施策の検討を行う。
- 4 専門部会の部会長は、同和・人権室長をもって充てる。
- 5 専門部会の委員は、検討課題に関係のある部局の課長級の職員のうちから、本部長が指名する。
- 6 専門部会の会議は、部会長が招集する。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、市民部同和・人権室人権推進課及び教育委員会事務局人権教育室が行う。

(細則)

第9条 この規則に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

<中略>

付 則

この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

別表第1

水道事業管理者　自動車運送事業管理者　病院事業管理者　理事　市長付参事(危機管理担当)　市長付参考事(税・財政担当)　会計管理者　総合政策部長　総務部長　市民部長　健康福祉部長　こども部長　都市創造部長　都市基盤部長　教育委員会事務局管理部長　教育委員会事務局学校教育部長　教育委員会事務局生涯学習部長　市議会事務局長　消防局長

別表第2

総合政策部政策室長　総務部財政室長　総務部人材育成室長　市民部まちづくり室長　健康福祉部健康生活室長　こども部こども室長　都市創造部都市整備室長　都市創造部産業振興室長　都市基盤部都市基盤室長　都市基盤部道路公園室長　教育委員会事務局学校教育部学校教育室長　市議会事務局次長　消防局次長　水道局次長　交通局次長

資料 10 伊丹市人権教育・啓発推進会議設置要綱

伊丹市人権教育・啓発推進会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における人権教育及び人権啓発に関する施策並びに伊丹市立人権啓発センターの運営について、広く意見を求めるため、伊丹市人権教育・啓発推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、本市の人権教育及び人権啓発の施策に係る事項並びに伊丹市立人権啓発センターの運営に関する事項について検討し、市長に意見を述べる。

(組織)

第3条 推進会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市内の団体で、人権に関する活動を行っているものの代表者
- (2) 市民
- (3) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が、欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進会議に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、委員長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、市民部同和・人権室人権推進課及び市民部同和・人権室人権啓発センターが行う。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成19年8月22日から施行する。

差別を許さない都市宣言

すべて国民は、日本国憲法において、基本的人権に基づく自由と平等が保障されている。にもかかわらず、いまなお、差別を受けて市民的権利が不完全にしか保障されていない事実のあることは、断じて許されないことである。まさに部落差別の解消は、行政の責務であり、同時に国民の課題である。

同和問題の解決を行政の最重点施策とする本市においては、市民もまたみずから課題であるという認識を深め、部落差別を解消するため、市民ぐるみの実践に努めなければならない。

本市は、ここに全市民の願いをこめて、部落差別をはじめとするいつさいの差別に終止符を打ち、明るく住みよいまちづくりを推進するため、“差別を許さない都市”とすることを宣言する。

昭和 50 年 11 月 1 日

伊丹市

平和都市宣言

平和は人が生きるための大本です。おおもと 戦争はかけがえのない生命を奪い、幸せをふみにじります。

いま、世界は恐ろしい核兵器をなくし、むご 慘たらしい戦争のない社会をつくろうと、ようやく歩みはじめました。が、ここで心をゆるめてはなりません。戦争は人の心の中にひそんでいるのです。

人類が幸せを分かち合える地球環境をつくり、自由と人権を尊び、差別や貧困をなくすことも、すべて平和の問題です。

私たち市民は、平和な社会を築くことを誓い、ここに平和都市を宣言します。

平成 2 年 11 月 10 日

伊丹市

伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針

〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地

伊丹市市民部同和・人権室 人権推進課

TEL072-784-8077 FAX072-780-3519

伊丹市教育委員会事務局 人権教育室

TEL072-784-8113 FAX072-780-3519